

# FMI 原則に基づく情報開示

(2025.8.31 改訂)



**TFX** TOKYO  
FINANCIAL  
EXCHANGE

株式会社東京金融取引所

Tokyo Financial Exchange Inc.

## 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| I. エグゼグティブサマリー .....          | 4  |
| II. 前回の情報開示からの変更点の概要 .....    | 5  |
| III. FMIに関する全体的な概要 .....      | 5  |
| IV. 原則ごとの情報開示 .....           | 12 |
| 組織一般 .....                    | 12 |
| 原則 1 法的基盤 .....               | 12 |
| 原則 2 ガバナンス .....              | 16 |
| 原則 3 包括的リスク管理制度 .....         | 22 |
| 信用リスク管理と流動性リスク管理 .....        | 26 |
| 原則 4 信用リスク .....              | 26 |
| 原則 5 担保 .....                 | 33 |
| 原則 6 証拠金 .....                | 37 |
| 原則 7 資金流動性リスク .....           | 43 |
| 決済 .....                      | 50 |
| 原則 8 決済のファイナリティ .....         | 50 |
| 原則 9 資金決済 .....               | 52 |
| 原則 10 現物の受渡し .....            | 54 |
| 証券集中振替機関と価値交換型決済システム .....    | 55 |
| 原則 11 証券集中振替機関 .....          | 55 |
| 原則 12 価値交換型決済システム .....       | 55 |
| 破綻時処理 .....                   | 55 |
| 原則 13 参加者破綻時処理の規則・手続 .....    | 55 |
| 原則 14 分別管理・勘定移管 .....         | 59 |
| ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理 ..... | 63 |
| 原則 15 ビジネスリスク .....           | 63 |
| 原則 16 保管・投資リスク .....          | 66 |
| 原則 17 オペレーショナルリスク .....       | 68 |
| 原則 18 アクセス・参加要件 .....         | 75 |
| 原則 19 階層的参加要件 .....           | 79 |
| 原則 20 FMI 間リンク .....          | 81 |
| 効率性 .....                     | 84 |
| 原則 21 効率性・実効性 .....           | 84 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 原則 22 通信手順・標準 .....             | 85 |
| 透明性.....                        | 86 |
| 原則 23 規則・主要手続・市場データの開示 .....    | 86 |
| 原則 24 取引情報蓄積機関による市場データの開示 ..... | 89 |
| V. 公開情報 .....                   | 90 |
| VI. 略称一覧 .....                  | 93 |

(注) 原則 10、11、12、24 については、TFX に当該業務がないため、該当しない旨記載しています。

回答機関： 株式会社東京金融取引所

FMI が事業を行う法域： 日本

FMI の規制・監督・オーバーサイトを行う当局： 金融庁、日本銀行

本情報開示文書の開示日： 2025 年 8 月 31 日

他に開示している場所： [https://www.tfx.co.jp/about\\_tfx/csr/crisis02.html](https://www.tfx.co.jp/about_tfx/csr/crisis02.html)

詳細の問い合わせ先： 株式会社東京金融取引所

コンプライアンス・リスク管理室 又は 清算決済部

メールアドレス： [info@tfx.co.jp](mailto:info@tfx.co.jp)

電話番号： (+81) 03-4578-2407 又は (+81) 03-4578-2404

#### <免責事項>

- ・ 本文書に記載されている情報の正確性については万全を期していますが、TFX は、本文書の情報を用いて行われた行為により発生した損害等について、何ら責任を負うものではありません。
- ・ 本文書は TFX における「金融市場インフラのための原則」への適合状況を公表するものです。本文書に関する著作権は TFX にあり、目的以外の使用、無断転用、複製は出来ません。
- ・ 本文書の記載と公式規則との間に何らかの齟齬があった場合には、TFX の公式規則が優先されます。
- ・ TFX は、予告なしに本文書の内容の修正・変更や本文書の削除・公表の中止をする場合があります。

## I. エグゼグティブサマリー

株式会社東京金融取引所（以下、「TFX」といいます）は、日本における主要な金融商品取引所かつ金融商品取引清算機関であり、TFX に上場している金利先物等取引、取引所為替証拠金取引及び取引所株価指数証拠金取引（以下、併せて「証拠金取引」といいます。）並びに FX クリアリング取引に係る清算業務（金融商品債務引受業）を行っています。

TFX は、金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）に基づき、内閣総理大臣より金融商品債務引受業の承認を取得しています。TFX は、日本の金融庁の監督を受けるとともに、日本銀行のオーバーサイトの対象となっています。

2012 年 4 月に支払・決済システム委員会-証券監督者国際機構<sup>1</sup>（以下、「CPSS-IOSCO」といいます。）が「金融市場インフラのための原則」（以下、「FMI 原則」といいます。）を公表し、これを受けて、2013 年 12 月に金融庁が「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」といいます。）を制定しました。

TFX は、こうした新たな国際規制の動向を踏まえ、適切なリスク管理体制の下で清算業務を的確に遂行し、清算機関としての信認を確保することの重要性を認識し、FMI 原則及び監督指針を遵守した強固なガバナンス体制と、包括的なリスク管理体制を構築しています。

この文書は、CPSS-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づいて、TFX における FMI 原則への適合状況を公表するものです。

なお、この情報開示は、特に記載がない限り、2025 年 7 月末時点の情報によるものです。

---

<sup>1</sup>「金融市場インフラのための原則」の公表時の名称。支払・決済システム委員会（CPSS）は、2014 年 9 月 1 日に決済・市場インフラ委員会（The Committee on Payments and Market Infrastructures、CPMI）に名称を変更しました。

## II. 前回の情報開示からの変更点の概要

TFX は、最初の文書を 2015 年 7 月 8 日に公開し、2017 年 8 月、2019 年 8 月、2021 年 8 月及び 2023 年 8 月に更新しました。今回の更新にあたり、前回の更新時に公開された文書に加えられている主な変更は、以下のとおりです。

| 項 目        | 概 要                      | 関連原則              |
|------------|--------------------------|-------------------|
| ガバナンス体制    | 監査等委員会設置会社へ移行            | 原則 2：ガバナンス        |
| 証拠金制度      | 証拠金取引について、証拠金基準額の算出方法を変更 | 原則 6：証拠金          |
| サイバーセキュリティ | サイバーセキュリティリスク管理の基本方針を策定  | 原則 17：オペレーショナルリスク |

なお、2023 年 9 月に「ラッセル 2000 リセット付証拠金取引」、「銀 ETF リセット付証拠金取引」及び「プラチナ ETF リセット付証拠金取引」を、2024 年 9 月に「日経 225 マイクロ証拠金取引」、2025 年 1 月に「ハンガリーフォリント/日本円」、「チェココルナ/日本円」、「中国オフショア人民元/日本円」を TFX の清算対象商品に追加しました。

## III. FMI に関する全体的な概要

### 会社概要

TFX は、1989 年に施行された金融先物取引法、及び 2007 年に施行された金商法に基づき市場開設の免許を受けた金融商品取引所であり、かつ承認を受けた金融商品取引清算機関です<sup>2</sup>。1989 年 4 月に国内外の主要金融機関の出資により、東京金融先物取引所 (TIFFE) として設立され、同年 6 月、TFX 上場商品の取引開始とともに清算業務（現在における金融商品債務引受業）を開始しました。2004 年 4 月に、コーポレートガバナンスの強化と市場の利便性・透明性向上を目指し、組織形態を株式会社に転換し、2007 年 9 月、金商法の施

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 80 条、第 156 条の 19 参照。

行に伴い、現社名に社名変更しました。

TFX は、1989 年に金利先物等取引、2005 年に取引所為替証拠金取引、2010 年に取引所株価指数証拠金取引を上場しました。取引所株価指数証拠金取引については 2020 年に商品仕様を変更し、最長約 15 カ月間を保有期間とするリセット付きの商品としました。また、2021 年には FX クリアリング取引を上場し清算を開始しました。<sup>3</sup>

なお、2024 年には子会社である株式会社信用リスク管理基盤を設立し、2025 年より信用リスク管理事業<sup>4</sup>を開始しました。

TFX は、TFX に上場された商品の全てについて清算業務を行っています。TFX は、日本の金融市場において清算・決済機能の重要な一角を担っています。

| TFX の清算対象商品 |              |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清算資格による区分   | 取引資格による区分    | 対象商品                                                                                                                                                                                                                                       |
| 金利先物等取引     | 金利先物等取引      | TONA3 カ月金利先物<br>TONA3 カ月金利先物オプション                                                                                                                                                                                                          |
| 証拠金取引       | 取引所為替証拠金取引   | 対円通貨 17 種類、ラージ 4 種類<br>クロスカレンシー 11 種類、ラージ 1 種類                                                                                                                                                                                             |
|             | 取引所株価指数証拠金取引 | 日経 225 リセット付証拠金取引<br>日経 225 マイクロリセット付証拠金取引<br>DAX®リセット付証拠金取引<br>FTSE100 リセット付証拠金取引<br>NY ダウリセット付証拠金取引<br>NASDAQ-100 リセット付証拠金取引<br>ラッセル 2000 リセット付証拠金取引<br>金 ETF リセット付証拠金取引<br>銀 ETF リセット付証拠金取引<br>プラチナ ETF リセット付証拠金取引<br>原油 ETF リセット付証拠金取引 |
| FX クリアリング取引 | FX クリアリング取引  | 対円通貨 15 種類<br>クロスカレンシー 18 種類                                                                                                                                                                                                               |

なお、2023 年 9 月 11 日よりラッセル 2000 リセット付証拠金取引、銀 ETF リセット付

<sup>3</sup> FX クリアリング取引は、2025 年 9 月 30 日に上場廃止とする予定です。

<sup>4</sup> 当該事業は、取引所金融商品市場の開設に関連する業務（法第 87 条の 3 第 1 項）ですが、清算業務の対象外です。

証拠金取引及びプラチナ ETF リセット付証拠金取引を、2024 年 9 月 30 日より日経 225 マイクロリセット付証拠金取引を、2025 年 1 月 27 日より対円通貨 3 種類を清算対象に追加しました。

#### TFX の取引・清算統計

| 取扱商品                                                 | URL                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金利先物等取引<br>取引所為替証拠金取引<br>取引所株価指数証拠金取引<br>FX クリアリング取引 | <a href="https://www.tfx.co.jp/historical/">https://www.tfx.co.jp/historical/</a><br><a href="https://www.tfx.co.jp/t-clearfx/data.php">https://www.tfx.co.jp/t-clearfx/data.php</a> |

#### 金融商品債務引受業

TFX は、TFX の市場で成立した取引について、直ちに、取引の売り手・買い手の双方の清算参加者から債務を引き受けることによって、清算参加者間の債権債務関係を清算参加者と TFX の債権債務関係に置き換え、清算参加者との間で資金決済や証拠金の授受を行います。TFX はこれらの行為を法律で認められた金融商品債務引受業として行っています。これらによって、店頭取引において問題となるカウンターパーティーリスクが大幅に軽減されることになります。

#### ガバナンス体制

TFX は、日本の重要な金融市場インフラとして、強固なガバナンス体制を構築しています。2025 年 6 月に、TFX は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することで、ガバナンスの一層の強化を図りました。取締役会は、代表取締役社長及び代表取締役専務の計 2 名の業務執行取締役並びに 5 名の非業務執行取締役で構成され、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。監査等委員会は、社内取締役である監査等委員 1 名及び社外取締役である監査等委員 2 名で構成され、内部統制の方針に則り、取締役の職務執行を監査し、監査報告を株主総会に提出します。

市場運営委員会は主要な清算参加者の役職員及び学識経験者で構成され、金融商品市場の運営に関する重要事項について取締役会の諮問に応じ意見を述べることができます。



これにより清算参加者をはじめとする市場関係者のニーズや意見が反映される仕組みと  
しています。（詳細は、原則 2：ガバナンス参照）

## リスク管理体制

TFX の取締役会は、リスク管理の基本方針を制定し、この中で、主要な管理対象リスク、  
リスク管理の定義、管理体制、管理手法等について明確に定めています。

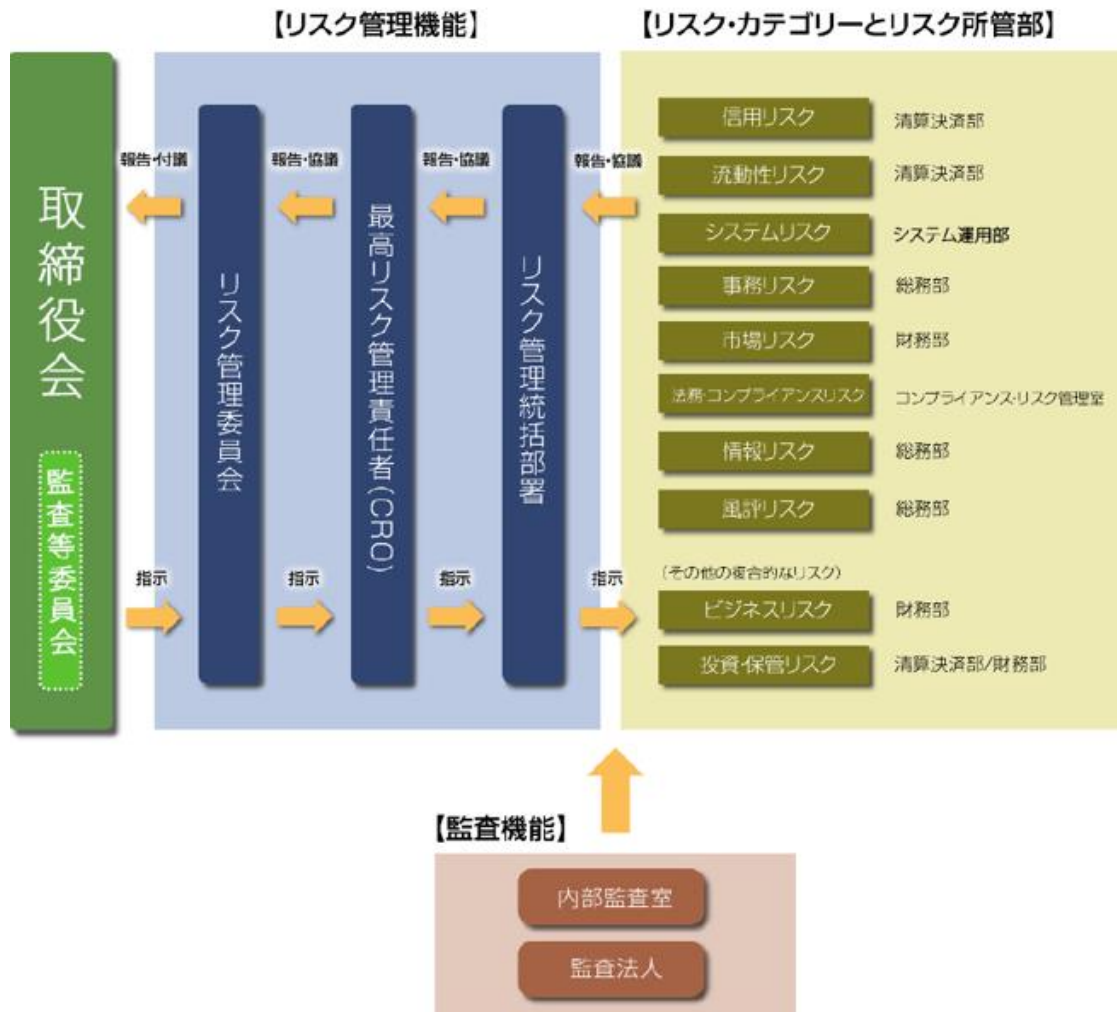
また、取締役会は、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理を統括する最高リ  
スク管理責任者（以下、「CRO」といいます。）と、リスク管理の実務をとりまとめるリスク  
管理統括部署を設置しています。

リスク管理統括部署は、各リスク管理の所管部署からの報告を取りまとめ、CRO 宛に日次  
報告を行い、CRO はリスク管理委員会に月次・四半期・年次で報告を行います。

リスク管理委員会は、リスク管理委員会規則に則り、重要事項の協議及び取締役会への付  
議を行うとともに、取締役会に四半期・年次で報告を行います。

取締役会は、リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、少なくとも年 1 回、リス  
ク管理の基本方針の見直しを行います。

## リスク管理体制の概念図



### 法的基盤

TFX は、金商法に基づく金融商品取引清算機関として承認を受け、関連する法令（金商法、民法、会社法、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等）に従って、金融商品債務引受業を行っています。

TFX は、金商法の定めに従い、清算機関の業務の基本的ルールを業務方法書及び主要な諸規則に定めていますが、これらは日本の金融庁の認可を受けています。また、TFX が全ての清算参加者から差し入れを受ける誓約書には、TFX の規則を遵守することや清算参加者と TFX の間の権利義務が日本法に準拠すること等を定めており、TFX の規則の法的確実性が確保されています。

TFX は、法域間における法の抵触の可能性について、そのリスクの特定及び確認をしてい

ます。

TFX の一部の清算参加者は、欧州（EU）加盟国において設立されているため、TFX は、EU において設立された清算参加者及び設置された取引施設に対してサービスを提供すべく、**European Securities and Markets Authority**（以下、「ESMA」といいます。）に対して、**European Market Infrastructure Regulation**（以下、「EMIR」といいます。）に基づく申請を提出し、第三国清算機関（TC-CCP）としての認可を受けています。

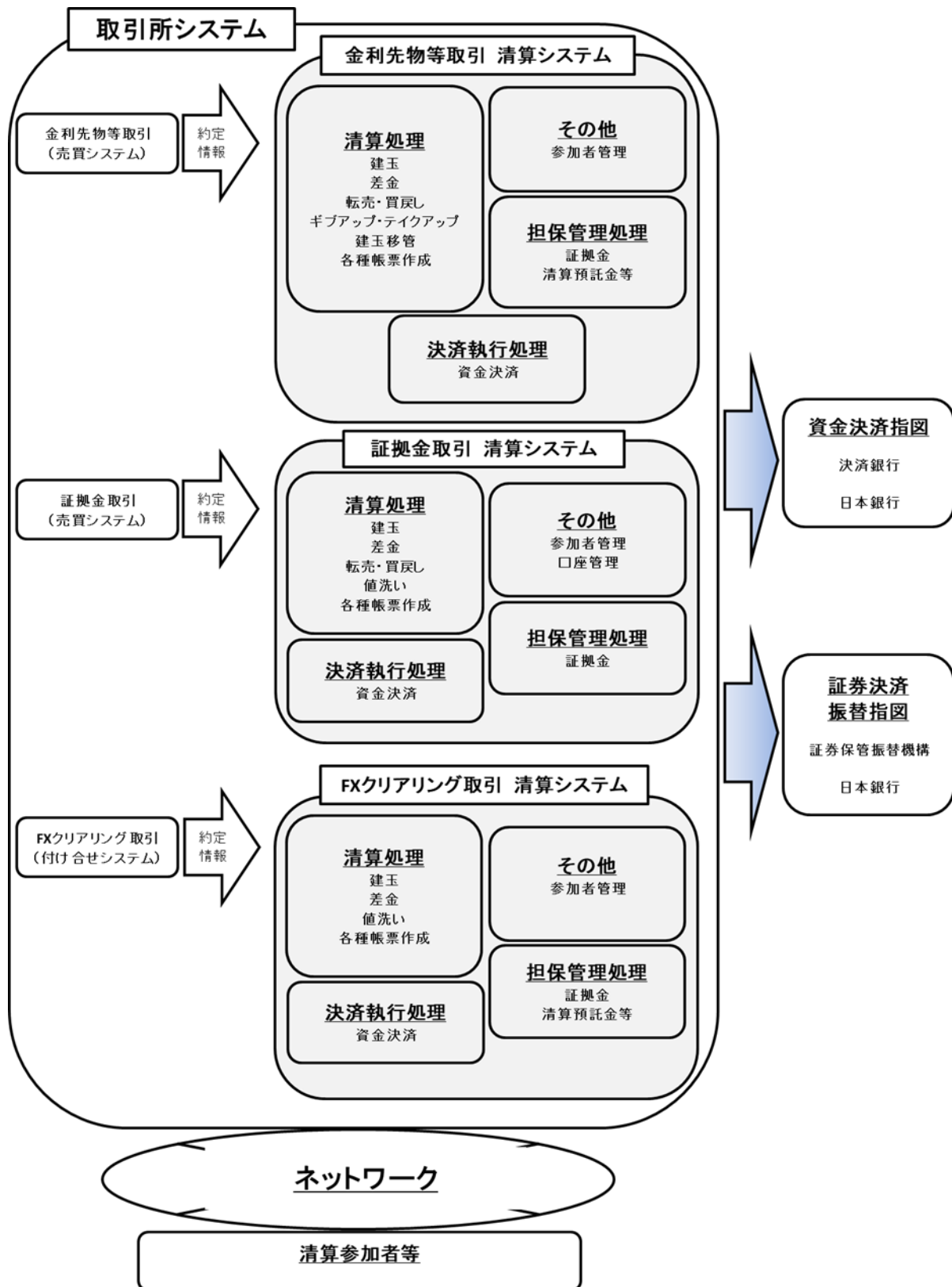
また、TFX の一部の清算参加者は、英国において設立されているため、TFX は、英国において設立された清算参加者及び同国に設置された取引施設に対してサービスを提供すべく、英国の**Bank of England**に対し、第三国清算機関（Third Country CCP）としての認証取得のための申請書を提出しています。これにより、TFX は外国CCPとして英国でサービスを提供することについて、**Bank of England**から暫定的な認証を取得しています。

### **TFX のシステム**

TFX のシステムの全体像及び概要図は次ページの図の通りです。

TFX は、清算システムの開発及びオペレーションを外部に業務委託しており、「外部委託管理に関する要領」及び「安全対策基準」に基づき、業務委託内容を適切に管理しています。

## TFX のシステムの全体像及び概要図



## IV. 原則ごとの情報開示

### 組織一般

#### 原則 1 法的基盤

FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

#### <重要な考慮事項 1>

法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。

### 重要な側面

TFX の中央清算機関（CCP）としての業務において、法的確実性を必要とする重要な側面は、以下の事項です。

- ・ 清算業務の取極め
- ・ 決済のファイナリティの取極め
- ・ ネットティングの取極め
- ・ 担保の取極め
- ・ 破綻処理手続の取極め
- ・ 他 FMI とのリンクの取極め

なお、TFX は、証券決済及び現物の受渡し（DVP）を行っていません。

### 清算業務の取極め

TFX は清算業務を、関連する法令（金商法、民法、会社法、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等）に従い、規制当局である日本の金融庁による監督の下で運営しています。TFX は金融庁が定めた監督指針を遵守しています。また、日本銀行のオーバーサイトの対象となっています。

清算業務は、金商法第 156 条の 7 の定めるところにより、業務方法書及び関連する規則に基づいて行われており、清算参加者は、TFX に差し入れる誓約書において、TFX の規則を遵守する義務を負っています。

これにより、TFX による清算業務の取極めに関する法的確実性が確保されています。

### 決済のファイナリティの取極め

TFX の規則は、清算参加者と TFX の間の債務支払と担保差入の最終時限を明確に定めています。時限までになされた決済は、入金処理が完了した時点でファイナルとなります。(詳細は原則 8：決済のファイナリティ参照)

したがって、TFX の清算参加者は、TFX に対して履行した義務が確定した時点を実際に認識することができます。

### ネットティングの取極め

TFX の業務方法書には、清算参加者が破綻した場合に、TFX と清算参加者との間の債権・債務をネットティングするための建玉の整理に関する規定が定められています。金商法は、このネットティングの取極めが一般的な倒産手続に優先する旨を定めています。

### 担保の取極め

TFX は、担保関連規則において、清算参加者または顧客から預託される証拠金の目的を建玉に係る債務の履行を確保することとしており、自己勘定分と受託勘定分の証拠金を分別して保管することとしています。

また、清算参加者及び顧客の担保は、金商法の要件に従って、TFX 固有の資産から分別して管理されています。

### 破綻処理手続の取極め

TFX の規則は、清算参加者が破綻した場合の処理手続について定めています。

また、金商法<sup>5</sup>において、清算参加者の破綻処理手続が開始された場合には、「未決済債務等に関する金融商品取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする」とされており、TFX の業務方法書が一般的な倒産手続に優先します。これにより、破綻処理手続は十分に法的確実性を有しています。

なお、TFX 自身の「再建及び秩序だった撤退」についても、法的な確実性が必要とされる

---

<sup>5</sup> 第 156 条の 11 の 2 第 1 項

重要な側面のひとつと認識しており、今後の国際的な規制動向を踏まえて対応していきます。

### 他 FMI とのリンクの取極め

TFX は、日本銀行、証券保管振替機構とリンクを構築しています。（詳細は原則 20：FMI 間リンク参照）

#### **<重要な考慮事項 2>**

**FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。**

TFX は、規則・手続・契約を制定する時は、適切な法的分析を行い、必要に応じて弁護士の助言を得るなど関連法令・規制と整合的であることを確認しています。また、TFX の主要な規則の変更は、予め金融庁の認可を得て行われており、この意味でも関連する法規制との整合性が確認されています。

更に、TFX は、清算参加者に重要な影響を与える規則の変更については、必要に応じて、清算参加者との協議や、市場運営委員会に対する諮問、公衆の意見（パブリックコメント）聴取を経て行っており、関係者の意見を反映するとともに、規則の明確性を確保し、誤った解釈を回避しています。

現在まで、TFX の規則・手続・契約と関連する法規制の間には不整合は認められていません。

#### **<重要な考慮事項 3>**

**FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者及び（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。**

TFX は、清算参加者や関係者等に対して、必要に応じ、業務の法的基盤について説明しています。また、それらに係わる規則を開示しています。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

#### TFX の規則・手続・契約の有効性

TFX の清算業務の基本的ルール等は、金商法に従って、業務方法書に明確に定められています。また、TFX が全ての清算参加者から差し入れを受ける誓約書には、以下の事項が定められています。

- ・清算参加者が TFX の規則を遵守すること、
- ・清算参加者と TFX との間の一切の権利及び義務は、日本法に準拠すること、
- ・清算参加者と TFX との間の一切の訴訟については、東京地方裁判所をその管轄裁判所とすること。

金商法は、清算参加者が破綻した場合に、破綻した清算参加者（以下、「破綻清算参加者」といいます。）と TFX 又は他の参加者との間の権利義務にかかる法的事項について、TFX の規則が一般的な倒産手続に優先する旨を定めています。

清算参加者が外国の法域において倒産手続の対象となった場合、外国の倒産手続の効力は、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」に基づき、裁判所による承認の決定を経て初めて日本国内に及びます。また、日本の裁判所が管理命令等を発行して初めて、外国の倒産手続の効力が破綻清算参加者の国内財産に及ぶものとされています。したがって、外国の法域において開始される破綻清算参加者についての倒産手続の影響は極めて限定的です。

上記の方法により、TFX はその規則・手続・契約が無効・破棄・（執行の）猶予条件付きとならない高度の確実性を有しています。TFX が規則に基づき行った行為について、TFX 規則の法的不確実性を理由として異議を唱えられたことはありません。

#### ＜重要な考慮事項 5＞

複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。



TFX は、法域間における法の抵触から生じるリスクの特定及び確認を清算参加者、法律事務所、金融庁等から得られる情報に基づいて行っています。

TFX の一部の清算参加者は、欧州（EU）加盟国において設立されているため、TFX は、EU において設立された清算参加者及び設置された取引施設に対してサービスを提供すべく、ESMA に対し、EMIR に基づく申請を提出し、第三国清算機関（TC-CCP）としての認可を受けています。

TFX の一部の清算参加者は、英国において設立されているため、TFX は、英国において設立された清算参加者及び同国に設置された取引施設に対してサービスを提供すべく、英国の Bank of England に対し、第三国清算機関（Third Country CCP）としての認証取得のための申請書を提出しています。これにより、TFX は外国 CCP として英国でサービスを提供することについて、Bank of England より暫定的な認証を取得しています。

TFX は日本国内においてのみ清算業務を行い、TFX に上場された商品のみの清算を行っていること、決済通貨は円貨のみであること、担保として預託可能な代用有価証券等は日本国債、日本で上場された株式、及び Letter of Guarantee（LG）<sup>6</sup>のみであることを勘案すると複数法域間における法務リスクは極めて限定されていると考えられます。

また、TFX は、クレジットデフォルトスワップ（CDS）等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算は行っていません。

## 原則 2 ガバナンス

**FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安定などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。**

### <重要な考慮事項 1>

**FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安定などの関係する公益上の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。**

金商法及び監督指針は、わが国の金融の機能の安定の確保及び投資者等の保護に資することを目的として、清算機関に健全かつ適切な業務の運営を求めています。TFX は、以下の

<sup>6</sup> FX クリアリング取引は、LG を代用有価証券等として利用できる取引として、金融庁の告示で指定を受けています。LG を発行可能な金融機関は、取引所府令に規定される格付要件を満たすものの中から TFX が指定した銀行（LG 発行銀行）に限られます。また、LG 契約内容についても、取引所府令及び TFX 規則でその要件が定められています。

項目をその公益上の目的として経営理念の中に明記しています。

- (1) 公的インフラとして、公正性、信頼性、利便性に優れた金融商品市場を整備し、我が国金融・経済の健全な発展に貢献すること。
- (2) 市場参加者とともに、常に新しい価値創造に挑戦し、確固たる経営基盤を確立した、先進的かつ総合的な金融商品取引所であること。

また、TFX は、この経営理念に則り中期経営計画を策定し、これに基づき年度毎の事業計画を定めています。

TFX の役職員は、この経営理念、中期経営計画、事業計画及び行動規範に則って、企業活動を行っています。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

**FMI は、業務遂行と説明の明確かつ直接的な責任体制を定める、文書化されたガバナンスの取極めを備えるべきである。**

こうした取極めは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

TFX は、会社法に基づき設立された株式会社であると共に、金商法に基づき金融庁の監督を受けている清算機関です。

TFX は定款においてガバナンスの基本的な取極めを規定し、金商法や監督指針等が清算機関に求めている要件を満たしています。

#### ガバナンスの取極め

TFX の取締役会は、代表取締役社長及び代表取締役専務の計 2 名の業務執行取締役並びに 5 名の非業務執行取締役で構成されています。取締役会は、経営の基本方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。

TFX は監査等委員会設置会社です。TFX の監査等委員会は、社内取締役である監査等委員 1 名及び社外取締役である監査等委員 2 名で構成されています。監査等委員会は、内部統制の方針に則り、取締役の職務執行を監査し、監査報告を株主総会に提出します。

TFX が設置する委員会の名称及び役割は次の通りです。

#### (自主規制委員会)

自主規制委員会は、取締役会からの委任を受けて自主規制業務<sup>7</sup>に関する事項の決定を行います。委員は取締役の中から取締役会決議によって選定されます。委員 3 名のうち 2 名は社外取締役となっています。

#### (規律委員会)

規律委員会は、自主規制業務に関する事項について、自主規制委員会の諮問に応じ意見を述べます。

委員は、自主規制委員会が、公正な判断をすることができる優れた識見を有する者に委嘱します。

#### (市場運営委員会)

市場運営委員会には、ホールセール市場運営委員会とリテール市場運営委員会があり、金融商品市場の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ、意見を述べます。委員は、取締役会が、清算参加者の役職員や金融商品市場に関し公正な判断をすることができる優れた識見を有する者に委嘱します。

#### (リスク管理委員会)

リスク管理の基本方針等のリスク管理に関する重要な事項を協議し、取締役会に必要な付議・報告を行います。委員会は代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役、執行役員、関係部長で構成されます。

### ガバナンスの取極めの開示

TFX は、ウェブサイトにおいてガバナンスの取極めを規定した定款や「内部統制システムの構築に関する基本方針」を公表しています。また、取締役会及び監査等委員会の構成、組織図等の会社概要は「会社案内」にも記載され公開されています。

---

<sup>7</sup> 株式会社である取引所が市場の公正性・透明性及び信頼性を確保するために行う業務。取引内容の審査、取引参加者に対する考査・資格審査等を指します。自主規制委員会の設置及びその業務は金商法の規定に従っています。

### ＜重要な考慮事項 3＞

FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。

また、メンバーの利害相反を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。

取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

## 取締役会の役割と責務

TFX の取締役会の役割と責務は、会社法、定款、取締役会規則に定められています。取締役会は、業務執行に関する会社の意思決定を行うと共に、取締役の職務執行を監督します。

TFX の取締役会は、事業活動の状況について報告を受け、以下の重要事項を決定します。

- ・ 経営に関する事項（経営の基本方針、中期経営計画、年度事業計画等）
- ・ 市場運営に関する事項（重要な制度の新設及び改廃等）
- ・ 業務執行に関する事項（システムなどインフラ投資に係わる事項、リスク管理に係る重要な事項等）
- ・ 役員に関する事項（代表取締役、役付取締役の選定・解任等）
- ・ その他の事項（内部統制システムに係る重要事項等）

## 利益相反の管理

取締役が自己の利益を図って会社の利益を害することを防ぐため、会社法により、取締役が利益相反取引を行う場合には取締役会の承認が必要であり、当該取締役はこの決議について、議決権を行使できないこととなっています。

監査等委員である取締役は、会社法の規定に基づき、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があったときは、その旨を遅滞なく取締役会に報告するほか、調査結果を株主総会に報告します。

監査等委員会は、毎年、監査報告の作成に当たり、利益相反取引の有無について調査を行っています。

## 取締役会の業績の評価

取締役会の業績は、毎期株主総会において、事業報告として株主に報告されます。

個々の取締役の業績の評価は、取締役会における業務報告を通じて行われ、指名・報酬委員会における報酬の決定や次期取締役候補者の選定に反映されています。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。

通常、取締役会には、非業務執行のメンバーを含むことが必要である。

### 取締役会のメンバー

金商法は、清算機関の人的構成について「金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ十分な社会的信用を有すること」を求めています。

これを踏まえ、TFX の取締役会は、指名・報酬委員会における審議結果を参考に、経営・金融・法律・会計に関する知識や経験が豊富な取締役候補者を決定しています。

取締役は株主総会の決議により選任されます。取締役会のメンバーは、業務執行取締役 2 名、非業務執行取締役 5 名から構成されています。

### 取締役へのインセンティブ

取締役の報酬は、取締役がその役割を果たすインセンティブを維持するため、相応の水準が設定されています。

TFX の取締役会は、指名・報酬委員会における審議結果を参考に、株主総会で決議された額の範囲内で、個人の業務内容や業績に応じた取締役の報酬を決定しています。

#### ＜重要な考慮事項 5＞

経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性 (integrity) を備えるべきである。

### 経営陣の役割と責務

TFX の経営陣は、業務執行を担当する常勤取締役で構成されており、その役割と責務は、取締役の担当業務として取締役会において決議されています。

経営陣は、その担当業務について、経営の基本方針、中期経営計画、事業計画に従って、

業務を的確に遂行するとともに業績の向上を図ることに責任を負っています。

また、経営陣は、取締役会に月次で財務状況及び業務の概況を報告し、年次の事業報告及び決算を取締役会において決議のうえ、株主に報告します。

### 経験、能力、高潔性

TFX の取締役会は、経営・金融・法律・会計に関する知識や経験が豊富な取締役候補を決定しており、TFX の経営陣は、清算機関の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・能力・高潔性を備えています。

#### **<重要な考慮事項 6>**

取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理制度を構築すべきである。こうした制度には、FMI のリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。

ガバナンスの取極めは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源及び取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

### 包括的なリスク管理体制

TFX の取締役会は、リスク管理の基本方針の制定、リスク管理委員会・CRO の設置等、リスク管理に関する重要事項を決定します。取締役会は、(1) リスク管理の状況及び分析結果についての定期的報告及び、(2) 清算参加者の破綻や大規模なシステム障害などの重大なリスク事象が発生した場合の報告を受けて、必要な対応を検討します。

また、取締役会は、少なくとも年 1 回、リスク管理体制全般の妥当性検証の結果について報告を受け、リスク管理の基本方針を見直すなどリスク管理体制が十分に機能するために必要な指示を行ないます。(詳細は原則 3：包括的リスク管理制度参照)

#### **<重要な考慮事項 7>**

取締役会は、FMI の制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの関係する利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。

重要な決定事項は、関係する利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

## 利害関係者の利益の考慮

TFX は、制度設計・規則・全体的な戦略等の重要な意思決定を行う際には、参加者等の利害関係者の利益を考慮しています。

TFX は定款に基づく諮問委員会として市場運営委員会を設けています。市場運営委員会は、清算参加者を中心とした委員から構成され、金融商品市場の運営に関する重要事項について取締役会の諮問に応じ意見を述べることができます。

また、新たな制度を設ける場合や重要な規則を改正する場合には、事前にパブリックコメントに付すことにより、より幅広く意見を聴取しています。

## 情報開示

TFX は、中期経営計画や重要な制度改正等の主要な決定をウェブサイトで公表しています。

### **原則 3 包括的リスク管理制度**

**FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナルリスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理制度を設けるべきである。**

#### **<重要な考慮事項 1>**

FMI は、FMI に発生する、または FMI が被る様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理制度は定期的に見直されるべきである。

## リスクの特定

TFX は、TFX が晒されている主なリスクとして、信用リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク、市場リスク、法務・コンプライアンスリスク、情報リスク、風評リスク等を特定し、リスクの特性に応じて管理体制を構築しています。

また、FMI 原則第 2 章に記載されたシステミックリスク、ビジネスリスク、保管・投資リスクは、上述のリスク要因による複合的なリスクとして管理しています。

## 包括的なリスク管理体制

TFX の取締役会は、リスク管理の基本方針を制定し、この中で、主要な管理対象リスク、リスク管理の定義、管理体制、管理手法等について明確に定めています。

リスク管理に関する基本方針には以下のものがあり、年一回及び必要に応じて見直しを行っています。

- ・ リスク管理の基本方針
- ・ 信用リスク管理の基本方針
- ・ 流動性リスク管理の基本方針
- ・ システムリスク管理の基本方針
- ・ 事務リスク管理の基本方針
- ・ サイバーセキュリティリスク管理の基本方針

また、取締役会は、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理を統括する CRO と、リスク管理の実務をとりまとめるリスク管理統括部署を設置しています。

リスク管理の基本方針に定められた各リスク管理所管部が、割り当てられたリスクの測定・モニター等の管理を実行し、リスク管理統括部署に所定の報告を行います。

リスク管理統括部署は、これらの報告を取りまとめ、CRO 宛てに日次報告を行い、CRO はリスク管理委員会に月次・四半期・年次報告を行います。

リスク管理委員会はリスク管理委員会規則に則り、必要な協議及び取締役会への付議を行うとともに、取締役会宛てに四半期・年次報告を行います。

取締役会は、リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、少なくとも年 1 回リスク管理体制全体の妥当性を検証しています。

### **<重要な考慮事項 2>**

**FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。**

## 関連情報の提供

TFX は、清算参加者及び取引参加者が TFX にもたらすリスクを自ら管理・抑制できるように、以下の関連情報を提供しています。



- ・ 清算参加者向けに、当該清算参加者を通して決済する取引参加者の約定情報をリアルタイムで提供。
- ・ 清算参加者向けに、最新の証拠金所要額と担保評価額を提供。
- ・ 取引参加者向けに、リアルタイムの約定情報を提供。

TFX は、金利先物等取引の証拠金制度において SPAN®方式を用いており、清算参加者が顧客の証拠金所要額を計算するために必要な SPAN®ファイルをウェブサイトに掲載しています。

また、証拠金取引については、証拠金基準額をウェブサイトにて公表しています。

### リスク管理のインセンティブ

TFX は、各商品の清算業務に係るリスクが過大となった清算参加者への対応として、ポジションを積極的に管理するインセンティブを与えるために、取引証拠金の所要額の引上げ、清算参加者のリスク額に応じた清算預託金の徴求、その他リスク削減のための処置等を行うことができます。

リスク管理体制の設計に当たっては、市場運営委員会における協議やパブリックコメントの募集を通じて、清算参加者やその顧客の意見を反映することにより、清算業務に係るリスク管理を実効的なものとするように努めています。

#### **<重要な考慮事項 3>**

**FMI は、相互依存関係の結果として他の主体（他の FMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを定期的に点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。**

### 決済等に係わる相互依存関係への対応

TFX が、相互依存関係にある他の主体としては、決済銀行・カストディ銀行・流動性供給主体等があります。TFX はこれらの主体について、信用格付けなどによる選定基準を設けるとともに、財務情報などを定期的にモニターし、相互依存関係に伴う決済リスク、保管リスク、流動性リスクを管理しています。

## システムに関わる相互依存関係への対応

TFX は、「システムリスク管理の基本方針」に基づき、IT サービス提供会社、公益事業者等、その他の関係者に関するリスクを特定しモニター・管理しています。

システムの運用・開発・事務管理について外部委託を利用する場合は、「外部委託管理に関する要領」及び「安全対策基準」に基づき評価・検討の上、委託先を選定しています。

### ＜重要な考慮事項 4＞

**FMI は、継続事業体として不可欠な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退に関するあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、関係当局に対して破綻対応の計画策定に必要な情報を提供すべきである。**

TFX が、継続事業体として、清算業務・サービスを提供できなくなるリスク・シナリオとしては、清算参加者の破綻に起因して発生する損失を財務資源でカバーできなくなる場合、ビジネスの失敗により著しく収益が減少する、もしくは費用が増大することにより自己資本を大きく毀損する場合等が想定されます。

清算参加者の破綻に起因して発生する損失については、金商法第 156 条の 10 において「金融商品債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の金融商品債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない」と定められています。これに基づき、TFX は、業務方法書第 40 条から第 40 条の 2 まで及び第 8 章の 2 第 2 節の規定において、清算参加者の破綻により生じた損失を十分にカバー可能な損失補填の仕組みを定めています。

また、ビジネスの失敗により自己資本を大きく毀損した場合等については、事業計画の見直し、費用の削減などの対応策に取り組むこととしています。

なお、「再建や秩序立った撤退のための計画」については、国際規制の動向を注視しつつ今後検討していく予定です。（詳細は原則 15：ビジネスリスク参照）

## 信用リスク管理と流動性リスク管理

### 原則 4 信用リスク

FMI は、参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーできるだけの財務資源を保持すべきである。また、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。

#### <重要な考慮事項 1>

FMI は、その参加者に対する信用エクスポージャーや、支払・清算・決済の過程で生じる信用リスクを管理するための強固な制度を設けるべきである。信用エクスポージャーは、カレント・エクスポージャーやポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー、あるいはその両方から生じ得る。

### 清算参加者に対する信用リスクの管理体制

TFX は、「信用リスク管理の基本方針」を制定し、これに基づいて、以下のとおり、保守的で堅固な信用リスク管理体制を設け、少なくとも年 1 回、その有効性を検証しています。

#### (1) 清算参加者の選別

清算参加者は清算資格の取得にあたり、業務方法書に定められた財産的基礎や人的構成などについての資格要件を満たしていることが求められています<sup>8</sup>。また、資格取得後も、TFX が定める維持要件を満たしていることが求められます。

これにより、清算参加者は、基本的に TFX に対する支払・清算・決済の義務を履行するための財務体力を有した先に限定されています。

<sup>8</sup> 業務方法書第 2 章 清算参加者の要件参照。

清算参加者は、維持要件として定められた純資産額、自己資本規制比率等の財産的基礎についての要件を常に満たし、定期的に財務状況を TFX に報告しなければなりません。また、TFX が定める要件に適合しなくなった場合には、直ちにその旨を TFX に報告する義務が課されています。TFX はこれらの報告に基づき、清算参加者の財務状況をモニタリングしています<sup>9</sup>。

## (2) 証拠金制度

TFX は、清算参加者の債務不履行から生じる信用リスクを、日次で計測・モニタリングし、清算参加者にポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーするための当初証拠金及びカレント・エクスポージャーをカバーするための変動証拠金の預託を求め、日次で証拠金の授受を行っています。

## (3) 想定損失額の算定と財務資源制度

TFX は、極端な市場ストレス環境において想定される清算参加者（以下「想定破綻先」といいます。）の破綻に伴う信用リスク額（以下、「想定損失額」といいます。）を日次で算定し、これをカバーするための財務資源（以下、「損失補填財源」といいます。）を確保しています。

損失補填財源は、想定破綻先が預託する取引証拠金・清算預託金等、TFX が積立てる違約損失積立金、及び想定破綻先以外の清算参加者（以下、「非破綻清算参加者」といいます。）が預託する清算預託金で構成され、清算参加者破綻により TFX が被った損失に充当されます<sup>10</sup>。

### <重要な考慮事項 2>

FMI は、信用リスクの源泉を特定し、信用エクスポージャーを定期的に計測し、モニターすべきであるとともに、こうしたリスクをコントロールするため、適切なリスク管理手法を利用すべきである。

TFX は、以下の通り、信用リスクの源泉を特定し、信用リスクを定期的に計測・モニターするとともに、リスクをコントロールしています。

### 清算参加者から生じる信用リスク

TFX は、清算参加者の破綻に伴う債務不履行から生じる信用リスクに晒されています。信

<sup>9</sup> 業務方法書第 14 条の 4、第 14 条の 5 及び業務方法書施行規則第 7 条参照。

<sup>10</sup> 業務方法書第 8 章及び第 8 章の 2 債務の引受による損失の補填参照。

用リスクは、カレント・エクスポージャー及びポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーから構成されます。それぞれのエクスポージャーは、清算参加者が保有する建玉の価格についての市場価格の変動から発生します。

カレント・エクスポージャーは、それぞれの市場において少なくとも1日に1回、各清算参加者が保有する建玉について、当日の清算価格により時価評価を行ない、計測しています。また、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは、各清算参加者が保有する建玉について、極端であるが現実におこり得るストレスシナリオを用いて日次及び日中において計測しています。

### 決済銀行等から生じる信用リスク

TFX は、決済銀行、LG 発行銀行<sup>11</sup>及び各種担保の保管先等（以下「決済銀行等」といいます。）の信用リスクを管理するため、「決済銀行等のリスク管理に関する規則」を制定し、対象となる銀行を継続的にモニタリングしています。

決済銀行等に起因する信用リスクは、(1) TFX と清算参加者の間の資金決済代金、(2) TFX が銀行に預けた預金（清算参加者からの預託金及び TFX の自己資金）、(3) FX クリアリング取引において LG 発行銀行から差し入れを受ける Letter of Guarantee (LG) について生じ得ます。

TFX は、決済銀行等を財務内容が健全な先に限定し、財務状況をモニタリングするとともに、信用リスクの低い銀行に資金を分散することにより決済銀行等に起因する信用リスクを管理しています。

#### <重要な考慮事項 3>

資金決済システムや SSS は、担保やこれと同等の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーと（存在する場合には）ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを高い信頼水準で十分にカバーすべきである（原則 5<担保>を参照）。時点ネット決済を採用している資金決済システムや SSS のうち、これら FMI が決済履行を保証せず、そのため参加者が支払・清算・決済の過程で生じる信用エクスポージャーに直面するケースでは、当該 FMI において最大の総信用エクスポージャーを生じさせるであろう 2 先の参加者とその関係法人について、少なくともそれらのエクスポージャーをカバーするだけの十分な財務資源を保持すべきである。

<sup>11</sup> LG を発行可能な金融機関は、取引所府令に規定される格付要件を満たすものの中から TFX が指定した銀行（「LG 発行銀行」）に限られます。

TFX は SSS（証券決済システム）機能を有していないので、該当しません。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

CCP は、証拠金などの事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを、高い信頼水準でカバーすべきである（原則 5＜担保＞及び原則 6＜証拠金＞を参照）。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。他のすべての CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。すべての場合において、CCP は、保持する財務資源総額の十分性を裏付ける根拠を文書化し、その額に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

#### 清算参加者から生じる信用リスクとこれをカバーするための財務資源

TFX は、各清算参加者のカレント・エクスポージャー及びポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを取引証拠金により高い信頼水準でカバーするとともに、清算参加者の破綻を想定して算定した想定損失額を取引証拠金、違約損失積立金及び清算預託金等の損失補填財源によりカバーしています。

##### (1) 取引証拠金

###### ① 当初証拠金

TFX は、清算対象商品及び投資家の属性に応じ、それぞれに適した当初証拠金制度を適用しています。いずれの制度においても高い信頼性水準でポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーしています。（詳細には原則 6：証拠金参照。）

###### ② 変動証拠金

金利先物等取引においては、日々、取引終了時点の建玉を清算価格により値洗いし、値洗いにより生じた差金及びオプション料を、変動証拠金として、翌営業日に清算参加者との間で授受することにより、カレント・エクスポージャーをカバーしています。

証拠金取引では、日々、取引終了時点の建玉について、清算価格による評価損益を算定し、評価損がある場合にはこれに相当する金額を当初証拠金に加算した金額を証拠金必要額として、これを上回る預託額の維持を求めています。これによりカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーしています。

FX クリアリング取引では、日々、取引終了時点の建玉を清算価格により決済し、決済損がある場合にはこれに相当する金額を当初証拠金に加算した金額を証拠金必要額として、これを上回る預託額の維持を求めています。これによりカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーしています。

TFX は、取引証拠金の十分性を、バックテストにより日次で検証しています。

## (2) 清算預託金

TFX は損失補填財源の必要額について想定損失額をカバーするように算定しています。

TFX は、想定損失額を、一定のサンプル期間の過去最大の価格変動を含むストレスシナリオから算出しています。想定損失額から想定破綻先の取引証拠金、TFX が計上している違約損失積立金を除いた金額を全ての清算参加者により預託された清算預託金によって、カバーしています。

各清算参加者が預託すべき清算預託金の額（以下、「清算預託金所要額」といいます。）は、清算預託金総額を各清算参加者のリスク量に応じて配分して決定されます。清算預託金所要額は、原則として月 2 回見直され、各清算参加者に通知されます。また、TFX は、必要と認める場合には、臨時に清算預託金の追加預託を求めることができます。

損失の補填に清算参加者が預託していた清算預託金を充てて、なお不足がある場合には、清算参加者は、追加で清算預託金の拠出を求められることとなります。

清算参加者の債務不履行による損失の補填に清算預託金が使用された場合には、清算参加者は、使用されたことにより生じた不足分を TFX が定める期日までに復元しなければなりません。

清算対象商品毎の損失補填の枠組みについては、原則 13 参加者破綻時処理の規則・手続をご参照ください。

## 損失補填財源額に関するガバナンスの取極め

TFX は、「信用リスク管理要領」に定められた算出方法に基づき想定損失額及び損失補填財源額を算定し、後者が前者を上回っていることを確認し、財務資源の十分性を検証しています。（以下これを「ストレステスト」といいます。）

#### ＜重要な考慮事項 5＞

CCP は、厳格なストレステストにより、極端であるが現実には起こり得る市場環境下での単独または複数の先の参加者破綻に際して利用可能な財務資源総額を決定し、その十分性を定期的に検証すべきである。CCP は、ストレステストの結果を CCP における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を財務資源総額の適切性評価や金額の調整に活用するための明確な手続を備えるべきである。ストレステストは、標準的で事前に定められたパラメータや想定を用いて毎日実施すべきである。CCP は、現在及び変化する市場環境に照らした上で CCP の破綻回避に足る財務資源の水準を決定するに当たっての適切性を確認するため、少なくとも毎月、採用しているストレスシナリオやモデルと、基本となるパラメータや想定に対して包括的で綿密な分析を行うべきである。清算対象商品や清算業務を提供する市場が高いボラティリティを示したり市場流動性が低下した場合や、CCP の参加者が抱えているポジションの規模・集中度が著しく増大した場合には、こうしたストレステストの分析をより高頻度で実施すべきである。CCP のリスク管理モデルの妥当性の全面的な検証は、少なくとも年に 1 回行われるべきである。

#### ストレステスト

TFX がストレステストに用いているストレスシナリオは、「極端であるが現実には起こり得る相場変動」として一定のサンプル期間における過去最大の相場変動及び仮想シナリオに基づく変動を含んでいます。

このストレステストにより、TFX がストレス市場環境下における参加者破綻に際して利用可能な、十分な損失補填財源を保有していることを確認しています。（詳細は本原則「重要な考慮事項 6」参照）

TFX は、現在、信用エクスポージャーに対する損失補填財源の充足性の検証を日中及び日次で行っています。損失補填財源の充足性に問題があると判断される場合には、臨時で清算預託金所要額を見直す等必要な対応を検討することとしています。

ストレステストの結果は、日次で、リスク管理統括部署及び CRO に報告され、信用リスク管理の状況は、月次でリスク管理委員会、四半期毎に取締役会に報告されます。

#### ストレステストの見直しと妥当性検証

TFX は、ストレステストの分析を少なくとも月次で行い、シナリオ、モデル、パラメータ等の妥当性を検証します。市場変動率が増加したり、参加者の財務状況に変化があった場合には、必要に応じてストレステストの見直しを行います。



また信用リスク管理モデル全般の妥当性検証を年次で行い、検証結果を取締役会に報告します。

#### ＜重要な考慮事項 6＞

CCP は、ストレステストを行うに当たって、破綻参加者のポジションと当該ポジションの流動化期間中に生じ得る価格変動の両方について、適切なストレスシナリオを広範に想定することの効果を考慮すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において CCP の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に関起り得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。

TFX は、ストレステストにおいて、極端であるが現実に関起り得る広範囲な価格変動シナリオを考慮しています。このシナリオは、サンプル期間における過去最大の変動及びフォワード・ルッキングな仮想シナリオを含む保守的なものです。

過去に関起ったシナリオについては、当該商品の上場時点又はそれ以前まで遡ってサンプル期間としています。

サンプル期間のストレスシナリオには、アジア金融危機（1997 年～1998 年）、LTCM の破綻（1998 年）、米国同時多発テロ（2001 年）、リーマンブラザーズの破綻（2008 年）、フラッシュ・クラッシュ（2010 年）、東日本大震災（2011 年）、欧州債務危機（2011 年）、英国 EU 離脱の国民投票（2016 年）、コロナショック（2020 年）などが含まれます。

過去最大の変動のみならず、仮想シナリオを加えることにより、現在の相場環境では発生し得ないと考えられる変動から生じるリスクをも想定しています。

#### ＜重要な考慮事項 7＞

FMI は、参加者の FMI に対するいかなる債務に関しても、単独または複合的な参加者破綻の結果として FMI が直面し得る信用損失について十分に対処する明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、生じ得る未カバーの信用損失をどのように割り当てるのかについて扱うべきであり、流動性供給主体から借り入れる可能性がある資金の返済も含むべきである。こうした規則・手続では、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント下で FMI が実施する可能性がある財務資源の補填手続も示されるべきである。

### 信用損失の割当

TFX は、業務方法書において、損失補填財務資源の充当順位及び追加清算預託金の請求の方法を明確に定めています<sup>12</sup>。

清算参加者の破綻により発生した損失が、破綻参加者が預託する証拠金等の担保によりカバーされない場合には、TFX が計上している違約損失積立金及び非破綻参加者の清算預託金が充当されます。

### 財務資源の回復

清算参加者の債務不履行による損失の補填に清算預託金を使用した場合は、非破綻参加者は、業務方法書の定めに従い、使用されたことにより生じた不足分を TFX が定める期日までに追加預託しなければなりません。

## 原則 5 担保

**FMI は、自らまたは参加者の信用エクスポージャーを管理するために担保を要求している場合、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保を受け入れるべきである。FMI は、保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施すべきである。**

#### ＜重要な考慮事項 1＞

FMI は、一般的に、担保として（通常）受け入れる資産を、信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクの低い担保に限定するべきである。

<sup>12</sup> 業務方法書第 8 章及び第 8 章の 2 債務の引受による損失の補填参照。

## 受け入れ可能担保

TFX は、担保関連規則において受け入れ可能担保の要件を定めており、信用リスク・流動性リスク・市場リスクが低い担保のみを受け入れることとしています。

TFX は清算参加者から担保として以下のものを受け入れます。

- (1) 金利先物等取引
  - ・ 現金（円貨）
  - ・ 代用有価証券（日本国債、株券<sup>13</sup>）
- (2) 証拠金取引
  - ・ 現金（円貨）
  - ・ 代用有価証券（日本国債、株券）

但し、証拠金取引における取引証拠金は現金のみを受け入れています。
- (3) FX クリアリング取引
  - ・ 現金（円貨）
  - ・ 代用有価証券等（日本国債、株券、LG<sup>14</sup>）

但し、取引証拠金は、FX 取引参加者である清算参加者からは現金か LG を、LP 取引参加者である清算参加者からは現金のみを受け入れています。また、LG は、取引証拠金の代用有価証券等としてのみ受け入れています。

TFX は、清算参加者から担保の差し入れを受ける際に、適格担保であるか否かを確認します。TFX の担保管理システムは、預託される担保を登録する際に適格担保であることをチェックするほか、すでに預託されている担保が不適格となった場合にも、自動的に検出するため、清算参加者は、適格担保に該当しない担保を預託することはできません。

## 誤方向リスク

TFX は、規則により、清算参加者が自己株式や親会社グループ会社が発行する株式を担保として預託することを認めていません。これにより、清算参加者が差し入れる担保に係る誤方向リスクは回避されています。

---

<sup>13</sup> 株券は、日本の取引所金融商品市場に上場されているもののみが受け入れ可能です。

<sup>14</sup> FX クリアリング取引は、LG を代用有価証券等として利用できる取引として、金融庁の告示で指定を受けています。LG を発行可能な金融機関は、取引所府令に規定される格付要件を満たすものの中から TFX が指定した銀行（LG 発行銀行）に限られます。また、LG 契約内容についても、取引所府令及び TFX 規則でその要件が定められています。

### ＜重要な考慮事項 2＞

FMI は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛目の設定を行うべきである。担保掛目は、定期的に検証され、かつストレス時の市場環境を考慮したものでなければならない。

### 評価手法

TFX は、透明性の高い公開情報から入手した時価に基づき、日次で担保の評価替えを行っています。日本国債は、日本証券業協会が公表する売買参考統計値等を時価として、1 日 1 回、時価評価を行っています。

株券についても、各金融商品取引所における終値を用いて時価評価を行っています。

### 掛目設定

TFX は、日本国債については、過去 10 年間の相場変動をサンプルデータとして、連続する 4 日間の最大価格下落率（信頼水準 100%）をカバーする値を、掛目として適用しています。

また、株券については、金融商品取引法令に基づき、原則として、70%の掛目を適用しています。

なお、LG については、原則として、保証限度額に対して 99%の掛目を適用しています。

### 掛目の見直し

掛目は、原則として年に 1 回検証し見直します。また、代用有価証券の価格に著しい変動が見られる場合には、臨時に掛目を引き下げることとしています<sup>15</sup>。

LG に関しては、LG 発行銀行に付与される信用格付が低下したときには、TFX は、掛目の引き下げを行うことができます<sup>16</sup>。

<sup>15</sup> 証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則の施行規則第 9 条、信託金の代用有価証券に関する規則第 10 条、清算預託金の代用有価証券に関する規則第 10 条参照。

<sup>16</sup> FX クリアリング取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 19 条参照。

**<重要な考慮事項 3>**

FMI は、担保をプロシクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境期を含めて掛目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛目を設定すべきである。

TFX の掛目は、ストレス下の市場環境を含む極端な価格変動をカバーするように、保守的・安定的なものとして設定されていることから、プロシクリカルに調整する必要性は限定的であると考えています。(掛目の設定と見直しについては、本原則「重要な考慮事項 2」参照)

**<重要な考慮事項 4>**

FMI は、担保として特定の資産を集中的に保有することを避けるべきである。こうした集中保有は、損失が著しく拡大するような価格変動を伴うことなく迅速に資産を流動化できる能力を大きく損なわせるであろう。

**集中限度額**

特定の銘柄に担保が集中すると、担保全体の価値が当該銘柄の価格変動の影響を過度に受けることになります。TFX はこれを防止するために、預託株式数に上限を設定しています<sup>17</sup>。

**<重要な考慮事項 5>**

クロスボーダー担保を受け入れる FMI は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えるようにしなければならない。

TFX が担保として受け入れ可能としている、クロスボーダーな代用有価証券はありません。

---

<sup>17</sup> 業務方法書第 15 条の 3 の 3 参照。

**<重要な考慮事項 6>**

FMI は、適切に設計され運用上の柔軟性を有した担保管理システムを用いるべきである。

**担保管理システムの主要機能**

TFX は清算システムの担保管理機能を利用して、リアルタイムで各種担保の残高管理及び差入・返戻処理を行っています。また、同機能により、最新の時価データ及び掛目等に基づいて代用有価証券の評価を行い、担保価値を継続的にモニタリングしています。

清算参加者は、TFX の清算システムにアクセスすることにより、担保の預託及び返戻の申告を行い、リアルタイムで実行後の残高を確認することができます。また、預託した担保の利払日及び償還日を認識することができます。

TFX は、日銀当座勘定の振替、国債の振替指図や利払先変更指図を、TFX の清算システムから日銀ネットへのデータ送信により行っていることから、市場ストレス発生時においても、円滑な業務処理が行えます。

**原則 6 証拠金**

**CCP は、リスク量に基づいて運営され、定期的に見直しされている、実効性が確保された証拠金制度を通じて、すべての清算対象商品について参加者に対する信用エクスポージャーをカバーすべきである。**

**<重要な考慮事項 1>**

CCP は、各清算対象商品、それら商品のポートフォリオ、及び清算対象商品の市場について、これらのリスクと固有の特徴に見合った証拠金水準を算出する証拠金制度を備えるべきである。

**証拠金制度**

TFX はインハウス・クリアリングを行っており、TFX が運営する市場に上場され、取引されるすべての上場デリバティブ商品のクリアリングを行っています。TFX は、それぞれの商品の特性や顧客の属性に応じた方法で証拠金所要額を算出しています。

## 証拠金の計算方法

TFX は商品の特性や顧客等の属性に応じて下記の証拠金の計算方法を採用しています。証拠金の計算方法及びパラメータや基準額の算定方法の詳細については、TFX の証拠金に関する規則に規定され、TFX のホームページにおいて公開されています。

### (1) 金利先物等取引

金利先物等取引については、SPAN®証拠金システムを用いて、各ポートフォリオの当初証拠金所要額を算出します。建玉は毎日清算価格により値洗いをを行い、値洗差金を変動証拠金として翌営業日に授受しています。

### (2) 証拠金取引

証拠金取引における証拠金所要額は、当初証拠金として TFX が定める建玉一枚あたりを維持するために必要な額に建玉数量を乗じたものに、変動証拠金として評価損を加算して算出します。

### (3) FX クリアリング取引

FX クリアリング取引における証拠金所要額は、当初証拠金として TFX が定める証拠金基準率に建玉の元本金額を乗じたものに、日々の取引終了時点の建玉を清算価格により決済し、決済損がある場合にはこれに相当する金額を変動証拠金として加算して算出します。

#### **<重要な考慮事項 2>**

CCP は、証拠金制度のため、最新の価格データが得られる信頼できる情報源を持つべきである。また、価格データを容易に入手できない状況や価格データが信頼できない状況に対処するための手続や適切な価格評価モデルを備えておくべきである。

## 価格情報源

TFX は、信頼できる価格データを用いて証拠金を計算しています。

TFX は、取引所に上場された商品のみの清算を行っており、取引所における実際の取引価格又は市場実勢をベースとして TFX が決定した清算価格を用いて、証拠金必要額を計算します。清算価格は、基本的に市場における約定価格が適用されますが、市場状況によりこれが適切でない場合は、手続に従って気配値等を総合的に勘案し、TFX が決定します。

TFX が清算を行う対象は、全て TFX 自身の上場商品であることから、清算価格が入手不

能になることはありません。

### ＜重要な考慮事項 3＞

CCP は、リスク計測手法に基づいて証拠金所要額を算定する当初証拠金モデルとそのパラメータを採用すべきである。当初証拠金所要額は、最後に証拠金を徴求した時点から参加者破綻を受けてクローズアウトするまでの間の参加者に対するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを十分にカバーすることが求められる。当初証拠金は、少なくとも推計された将来エクスポージャーの分布の片側信頼水準 99% をカバーすべきである。ポートフォリオベースで証拠金を算出している CCP に対しては、この基準は各ポートフォリオの将来エクスポージャーの分布について適用される。サブポートフォリオ毎や商品毎のように、より細かいカテゴリで証拠金を算出している CCP に対しては、各々のカテゴリの将来エクスポージャーの分布について同基準が満たされなければならない。当初証拠金モデルは、(a) 特定の清算対象商品を実質的にヘッジする、またはクローズアウトするための期間を（ストレス時の市場環境を含めて）保守的に見積もるべきであり、(b) その商品に関連するリスクファクターや商品間をまたいで存在するポートフォリオ効果を明示した信用エクスポージャーの適切な計測方法を備えているべきであり、(c) 実行可能な範囲でできる限り慎重に、不安定化をもたらすプロシクリカルな制度変更の必要性を限定すべきである。

### 当初証拠金モデル、クローズアウト期間とサンプル期間

#### (1) 金利先物等取引

証拠金基準額（プライス・スキャンレンジ）は、先物については価格変動幅、オプションについてはインプライドボラティリティを用いて算定します。証拠金パラメータは、信頼水準 99%、クローズアウト期間 1 日、サンプル期間 6 ヶ月で算定しています。

TFX の金利先物等取引は、高い流動性を有していることから、クローズアウト期間を 1 日としています。

証拠金基準額は、商品種類毎に算定されますが、証拠金所要額は、SPAN®を用いて商品間・限月間の相殺効果を考慮してポートフォリオ単位で計算されます。SPAN®は、ポートフォリオから生じる最大の損失額を当初証拠金とする算定ロジックを採用しています。



(2) 取引所為替証拠金取引

① 個人顧客による取引

金商法令に定められた必要証拠金率 4%（レバレッジ倍率 25 倍）及び商品毎の過去 5 取引日の平均価格に基づいて、証拠金基準額を算定しています。証拠金基準額は、原則として、週次で見直します。（クローズアウト期間 1 日、サンプル期間 5 日）

② 取引参加者及び非個人顧客による取引

各商品の日次価格変動のデータに基づき、統計的手法を用いて生成された変動分布の信頼水準 99%をカバーする水準の証拠金基準額を算定しています（以下、「HV 方式」といいます。）。サンプル期間は過去 8 週間及び 104 週間で、計算結果のいずれかの大きい値を採用しています。加えて、マーケットメイカーについては、過去の相場変動に基づき算出した証拠金率の下限を商品毎に設定しています。証拠金基準額は、原則として、週次で見直します。

(3) 取引所株価指数証拠金取引

HV 方式により証拠金基準額を算定しています。サンプル期間は過去 8 週間及び 104 週間で、計算結果のいずれかの大きい値を採用しています。但し、マーケットメイカーについては、過去の相場変動に基づき算出した証拠金率の下限を商品毎に設定しています。証拠金基準額は、原則として、週次で見直します。

(4) FX クリアリング取引

HV 方式により証拠金基準率を算定しています。サンプル期間は過去 8 週間及び 104 週間で、計算結果のいずれかの大きい値を採用しています（一部の対象商品には別途下限値を設けています）。証拠金基準率は、原則として、週次で見直します。

＜重要な考慮事項 4＞

CCP は、少なくとも日次で参加者のポジションを値洗いし、変動証拠金を徴求し、カレント・エクスポージャーの累積を抑制すべきである。参加者に対しては、日中に証拠金を追加徴求する権限を持ち、またこれを実際に遂行する業務能力を予定型・臨時型のいずれの方法においても持つべきである。

TFX は、変動証拠金によりカレント・エクスポージャーをカバーしています。金利先物等取引では、1 日に 1 回、各清算参加者が保有する建玉について、当日の清算価格により値洗いを行い、前日の清算価格若しくは当日の約定価格との価格差から生じる値洗差金を変動証拠金として翌営業日に各清算参加者との間で授受しています。

証拠金取引では、日々、取引終了時点の建玉について、清算価格による評価損益を算定し、この評価損に相当する金額を当初証拠金に加算した金額を証拠金所要額として、これを上回る預託額の維持を求めています。これによりカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーしています。

FX クリアリング取引では、日々、取引終了時点の建玉について、清算価格による決済損益を算定し、この決済損に相当する金額を当初証拠金に加算した金額を証拠金所要額として、これを上回る預託額の維持を求めています。これによりカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーをカバーしています。

また、以下の制度を採用し、日中の大きな価格変動によるカレント・エクスポージャーの累積も回避しています。

(1) 金利先物等取引では、相場変動が大きい場合には、緊急証拠金制度により日中に追加証拠金の預託を求めます。

(2) 証拠金取引では、清算参加者は顧客の建玉について、一定の間隔における建玉の実勢価格による再評価を行うこと、証拠金所要額に対する証拠金預託額の充足状況を判定すること、証拠金が大きく不足する場合にはロスカットを執行することが義務付けられています<sup>18</sup>。

① 取引所為替証拠金取引では、個人顧客及び法人（金商法の定める特定投資家<sup>19</sup>を除く）の建玉が対象となります。

② 取引所株価指数証拠金取引では、個人顧客（金商法に定める特定投資家<sup>20</sup>を除く）の建玉が対象となります。

(3) FX クリアリング取引では、FX 取引参加者である清算参加者の建玉について、取引時間帯中に実勢価格によるリアルタイム評価（有効証拠金比率のモニタリング）を行っています。当該清算参加者に対しては、有効証拠金比率を常時 200%以上維持（必要証拠金額の 2 倍以上の証拠金預託残高の維持）するよう努めることを求めています。同比率が 160%を下回るとき、TFX は注意喚起の通知を行います。更に、140%を割った場合には取引停止措置、110%を割った場合にはロスカット措置を行う権能を TFX は有しています。

---

<sup>18</sup> 為替については、金融商品取引業者等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 2、21 号の 3 参照。株価指数については、受託契約準則第 28 条の 8 参照。

<sup>19</sup> 法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家及び同法第 34 条の 3 の規定により特定投資家とみなされる者をいいます。

<sup>20</sup> 法第 2 条第 31 項第 1 号の適格機関投資家及び同法第 34 条の 4 の規定により特定投資家とみなされる者をいいます。

#### <重要な考慮事項 5>

証拠金所要額の算出に際し、ある商品のリスクが他の商品のリスクと有意かつ信頼できるほど安定して相関している場合には、当該 CCP が清算する商品間や、他の CCP が清算する商品との間で、証拠金所要額の相殺や減額を認めてもよい。2 先以上の CCP 間でクロスマージンが承認されている場合には、これら CCP は適切な安全策を講じなければならない。また、リスク管理制度全般の調和が整えられていなければならない。

#### ポートフォリオ単位での証拠金

金利先物等取引では、証拠金の所要額を、自己勘定・委託勘定別のポジションのポートフォリオに基づいて SPAN®を適用して算出しています。SPAN®においては、金利先物等取引の限月間及び商品間で価格変動の相関関係に基づいて証拠金所要額が相殺されます。

証拠金取引及び FX クリアリング取引については、ポートフォリオ・マージニングを採用していません。

#### CCP 間クロスマージン

TFX は他の CCP とのクロスマージンを行っていません。

#### <重要な考慮事項 6>

CCP は、日次で厳格なバックテストを行い、また、少なくとも月 1 回、必要に応じてより頻繁に感応度分析を実施することによって、証拠金モデルの実績や証拠金全体でのカバレッジを分析・モニターすべきである。CCP は、すべての清算対象商品について証拠金モデルの理論的特性及び実際の特性を定期的に評価すべきである。CCP は、証拠金モデルのカバレッジの感応度分析を実施する際、対応する市場が経験した最も変動の大きい期間や、価格相関が極端に変動した事例を含めて、生じ得る市場環境を様々に反映した広範なパラメータや想定を考慮すべきである。

#### バックテスト

清算決済部は、日次でバックテストを行い、清算参加者毎に証拠金所要額が実際の建玉及び相場変動から生じた損失をカバーしていることを確認しています。また、検証結果を、リ

リスク管理統括部署及び CRO に報告しています。

リスク管理統括部署は、バックテストの結果を月次で取りまとめ、証拠金算定方法・パラメータの適切性を検証し、CRO 及びリスク管理委員会に報告します。

リスク管理委員会は、必要に応じて対応策を協議することとしています。

#### ＜重要な考慮事項 7＞

**CCP は、証拠金制度の評価や妥当性の検証を定期的に行うべきである。**

TFX は、証拠金制度の評価や妥当性の検証を以下のとおり行っています。

リスク管理統括部署は、月次で証拠金制度の妥当性の検証及び分析結果を、CRO 及びリスク管理委員会に報告します。

リスク管理委員会は、四半期毎にリスク管理の状況及び分析結果を、年次でリスク管理体制全般の妥当性についての検証結果を取締役会に報告します。

取締役会は、少なくとも年に 1 回、信用リスク管理方針の見直しを行います。

### 原則 7 資金流動性リスク

**FMI は、資金流動性リスクを実効性をもって計測・モニター・管理すべきである。FMI は、極端であるが現実に関与し得る市場環境において最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中または必要に応じて日中・複数日の支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。**

#### ＜重要な考慮事項 1＞

**FMI は、参加者や、決済銀行・ノストロエージェント・カストディ銀行・流動性供給主体などの主体に起因する資金流動性リスクを管理するための強固な枠組みを有するべきである。**

TFX は、「流動性リスク管理の基本方針」において、清算参加者、決済銀行、カストディ銀行及び流動性供給主体等の取引相手が将来のいずれかの時点で債務を履行し得る場合にも、これらの者が期日通りに決済できない場合に、当該債務の不履行により損失を被るおそ

れを流動性リスクと定義しています。

清算決済部は、流動性必要額を日次で計測・モニタリングし、ストレステストにより流動性資源が流動性必要額を十分カバーしていることを確認し、リスク管理統括部署及び CRO に報告します。

リスク管理統括部署は、流動性リスク管理の状況を月次で分析し、CRO はその分析結果について、リスク管理委員会に報告します。

リスク管理委員会は、流動性リスク管理の状況と分析結果を、四半期ごとに取締役会に報告します。

取締役会は、流動性リスク管理体制の重要事項について決定するとともに、少なくとも年一回、「流動性リスク管理の基本方針」の見直しを行います。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

**FMI は、日中流動性の使用を含め、決済及び資金調達フローを継続的かつ適時のタイミングで特定・計測・モニターするために実効性のある運用方法や分析手段を備えるべきである。**

TFX は、日々の決済状況を以下のとおりモニタリングしています。

##### (1) 金利先物等取引

TFX は資金決済において、清算参加者が行う変動証拠金の支払（TFX の受け取り）状況をモニタリングしています。

変動証拠金の支払方である清算参加者は、TFX が決済銀行に開設している円資金決済口座に午前 11 時までに証拠金を入金しなければなりません。各決済銀行は、時限までに入金がない場合には、円資金決済規則に従い、直ちに TFX に通知しなければなりません。これにより、TFX は、清算参加者の決済履行状況を確認しています。

清算参加者から支払を受けた決済銀行は、TFX が日本銀行に開設している当座預金勘定に、午前 11 時 30 分までに決済資金を振り替えなければなりません。TFX は、日銀ネット端末から、当該振替の履行をモニタリングしています。

##### (2) 証拠金取引及び FX クリアリング取引

TFX は各清算参加者による TFX への取引証拠金の支払状況をモニタリングしています。

支払義務を負う清算参加者は、TFX が決済銀行に開設した TFX の取引証拠金預託用預金口座に、規則に定められた時限までに、取引証拠金残高が維持すべき額以上となるように資金を振り込まなければなりません。

TFX は、複数の決済銀行に開設している取引証拠金預託用口座にアクセスして、適宜、決済状況をモニタリングしています。

#### <重要な考慮事項 3>

資金決済システムまたは SSS は、時点ネット決済を採用しているものを含め、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、同日中（same day）、必要に応じて日中（intraday）や複数日に亘る（multiday）支払債務を高い信頼水準をもって決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。

TFX は証券決済機関ではないので、該当しません。

#### <重要な考慮事項 4>

CCP は、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオについて、証券決済関連の支払や所要変動証拠金の返戻、他の支払債務を高い信頼水準をもって予定の時刻どおりに決済できるだけの十分な流動性資源をすべての関連通貨について保持すべきである。加えて、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事している CCP、または複数の法域においてシステムックに重要な CCP では、極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総支払債務をもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオをカバーするだけの十分な流動性資源を保持することを検討すべきである。

### 十分な流動性資源

TFX は、極端であるが現実には起こり得る市場環境を念頭におき、十分なサンプル期間における過去最大の価格変動及び仮想シナリオに基づく変動を含むストレスシナリオによって算定した流動性必要額を十分にカバーするだけの流動的な資源を有していることを日次で検証しています。

このストレスシナリオは、最大の流動性資源を必要とする清算参加者（連結ベース）及び財務的に脆弱な体力の小さな清算参加者の連鎖破綻を想定したものです。

また、このストレスシナリオは、TFX が清算対象としている各市場において、最大損失を

被る清算参加者の破綻が同時に発生することを想定した極めて保守的なものです。

### **TFX における清算業務の特性**

TFX の行う清算業務は、以下のとおり、複雑なリスク特性を伴うものではありません。

- (1) 決済通貨は円貨のみであり、決済は、日本において、日本銀行及び日本の決済銀行のみを通じて行われていること
- (2) 担保として預託可能な代用有価証券等は、日本国債、日本で上場された株式、及び一定の格付要件を満たす銀行で TFX が指定するものより差し入れを受ける LG のみであること
- (3) TFX は、CDS 等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務は行っていないこと

#### **<重要な考慮事項 5>**

各々の通貨別に流動性資源の最低要件を満たすための FMI の適格流動性資源は、当該通貨を発行する中央銀行や信用力の高い商業銀行に有する現金、コミットされた貸出枠、コミットされた為替スワップ、コミットされたレポ、及び保管・投資勘定に保有されている市場性の高い（資金調達の裏付け資産となる）担保資産である。この担保資産は、極端であるが現実に起こり得る市場環境においても、事前に取り極められた信頼性が高い資金調達手段によって直ちに利用でき、現金に転換できるものでなければならない。FMI が通常業務の一環として当該通貨を発行している中央銀行の与信へアクセスしている場合、当該アクセスを中央銀行与信の適格担保、（または中央銀行との間で他の適切な形態の取引を実行するための適格担保）を保有している範囲において、最低要件を満たす一部に含めることができる。こうした流動性資源はすべて、必要となった際に利用できるものでなければならない。

TFX は、極端であるが現実に起こり得るストレス環境を想定して算定した流動性必要額を十分にカバーする流動的な資源として、以下の適格流動性資源を備えています。

- (1) 流動性供給枠  
流動性供給枠は、決済銀行として指定した複数の商業銀行に設けているものであり、TFX は契約に基づく手続をとることにより資金を当日利用することが可能です。
- (2) 取引証拠金及び清算預託金  
TFX は、清算参加者から現金預託された資金のほとんどを決済銀行の銀行預金として保管しており当日の利用が可能です。

取引証拠金として TFX に差入可能な LG は、TFX が保証債務の履行請求を行ったときに原則として 24 時間以内に LG 発行銀行により請求金額が指定預金口座に入金されることが契約内容となっています。

#### ＜重要な考慮事項 6＞

FMI は、上記の最低要件としての適格流動性資源を補うものとして、他の形態の流動性資源を備えている場合がある。これらは、信頼できるかたちで事前に取り極めを交わしておくことができない、あるいは、極端な市場環境においては履行が保証され得ないものであるかもしれない。その場合であっても、これらの流動性資源は、売却可能性が高い資産として備えられたもの、またはアドホックな貸出や為替スワップ、レポの担保として認められたものでなければならない。たとえ FMI が通常業務の一環として中央銀行の与信にアクセスしていない場合でも、当該中央銀行によって一般的に受け入れられている担保資産はストレス環境下で市場流動性が高まる可能性があるため、FMI はどのような資産が中央銀行に担保として受け入れられているかを考慮しておくべきである。FMI は、緊急時の中央銀行与信の利用可能性を流動性調達計画の一部として想定すべきでない。

#### 補充的な流動性資源

TFX は、重要な考慮事項 5 で述べた通り、流動性必要額を十分にカバーする適格流動性資源を確保していますが、これに加えて、TFX が違約損失積立金として保有する預金や TFX の自己資金のうち現預金で保管しているものを、流動性資源を補うものとして利用することができます。

#### ＜重要な考慮事項 7＞

FMI は、最低要件としての適格流動性資源の供給主体各々について、当該 FMI の参加者であるか外部の主体であるかを問わず、流動性供給主体が自らに関わる資金流動性リスクを把握し管理するための十分な情報を得ていること、コミットされた流動性供給の取極めに基づき FMI の求めに応じて流動性を供給できる能力を有していることを、厳格なデューデリジェンスを通じて十分に確認しておくべきである。特定の通貨について、流動性供給主体の実行の信頼性を評価する場合には、流動性供給主体が当該通貨を発行する中央銀行の与信にアクセスできる可能性が考慮されるべきである。FMI は、流動性供給主体にある流動性資源にアクセスする手続を定期的にテストするべきである。



## 適格流動性資源

TFX は、清算参加者が現金により預託している取引証拠金や清算預託金（銀行預金）、決済銀行に設けている流動性供給枠を、適格流動性資源としています。

## 流動性供給主体の信頼性

TFX は、財務的に健全な銀行を決済銀行として指定し、円現金を複数の決済銀行に分散して管理しています。

TFX が流動性供給枠を設けている銀行は、決済銀行のうち、日本でトップクラスの銀行、信託銀行及び系統金融機関等です。各行は、銀行法等に基づき、銀行免許を取得し、金融庁の監督を受けています。

TFX の決済通貨は日本円のみであり、各決済銀行は、決済銀行の資格要件として、日本銀行当座預金勘定へのアクセスが求められており、日本銀行の資金供給にアクセスすることが可能です。

TFX は、「決済銀行等のリスク管理に関する規則」に基づき、各行の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、特定の銀行に過度に信用リスク・流動性リスクを集中させないよう留意しつつ、包括的なリスク管理を行っています。

TFX は、複数の決済銀行と流動性供給に係る契約を維持し、また定期的に流動性供給枠の利用手続きを確認しています。

### **<重要な考慮事項 8>**

中央銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる FMI は、それが実務に適していれば、資金流動性リスク管理を強化するためにこうしたサービスを利用すべきである。

TFX は、金利先物等取引については、日本銀行の当座預金勘定を通じて、決済銀行との日々の資金決済を行っています。

TFX は、日本銀行が運営する国債振替決済制度の直接参加者であり、清算参加者等から担保として預託された日本国債を、日本銀行に開設した TFX 名義の口座で管理しています。

証拠金取引及び FX クリアリング取引については、決済銀行に開設された口座間の振替により資金決済を行っています。

#### <重要な考慮事項 9>

FMI は、厳格なストレステストを通じて流動性資源額を決定し、定期的にその十分性を検証すべきである。ストレステストの結果を FMI における適切な意思決定者に報告し、また、その結果を資金流動性リスク管理制度の適切さの評価や、その調整に活用するための明解な手続を備えるべきである。FMI は、ストレステストを行うに当たって、適切なストレスシナリオを広範に検討すべきである。こうしたストレスシナリオは、価格ボラティリティの過去最高値のうちストレスシナリオとして適切と判断されるものや、価格決定要因やイールドカーブなど他の市場要因の変化、様々な期間を想定して定義され得る複数先破綻、資金・資産市場において FMI の参加者破綻と同時に発生し得る市場の逼迫、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングな一連のストレスシナリオを含むべきである。また、ストレスシナリオは FMI の制度設計や運用を考慮すべきであり、重大な資金流動性リスクを FMI にもたらす可能性のあるすべての主体（例えば、決済銀行、ノストロエージェント、カストディ銀行、流動性供給主体、リンク先の FMI）を含むべきであり、それが適切であれば複数日の期間をカバーすべきである。すべてのケースで、FMI は、保持する全流動性資源の総額と形態を裏付ける根拠を文書化し、その額や形態に関する適切なガバナンスの取極めを設けるべきである。

#### 流動性リスクのストレステスト

TFX は、流動性必要額を算定し、適格流動性資源がこれを充足していることを、日次のストレステストによって検証しています。

ストレスシナリオは、極端であるが現実に起こり得る相場変動を想定したものであり、TFX がストレス市場環境下における参加者破綻に際して利用可能な十分な適格流動性資源を保有していることを確認しています。

過去に発生した変動のみならず、仮想シナリオを加えることにより、現在の相場環境では発生し得ないと考えられる変動から生じるリスクをも想定しています。

#### モデル及びストレスシナリオのレビューと検証

TFX は、現在、流動性必要額に対する適格流動性資源の十分性の検証を日中及び日次で行っています。この結果、不足する場合、リスク管理統括部署は CRO に状況を報告し、CRO は必要に応じてリスク管理委員会を開催し、対応を協議します。

ストレステストの結果は、日次でリスク管理統括部署及び CRO に報告されています。

リスク管理統括部署は、月次で流動性リスクの状況及びシナリオ、モデル、パラメータ等の適切性の分析結果をリスク管理委員会に報告します。リスク管理委員会は、四半期毎に流動性リスク管理の状況及び分析結果を、また、年次で流動性リスク管理体制の妥当性の検証結果を取締役会に報告します。

取締役会は、流動性リスク管理に関する重要事項について決定するとともに、少なくとも年一回、「流動性リスク管理の基本方針」を見直します。

#### ＜重要な考慮事項 10＞

FMI は、個別または複合的な参加者破綻に際しても、同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る支払債務を予定の時刻どおりに決済するための明確な規則・手続を設けるべきである。これらの規則・手続は、予期せぬ流動性不足の事態に対処しているべきであり、支払債務の同日中の決済を巻戻したり、取り消したり、遅延させることの回避を目的とするべきである。これらの規則・手続においては、FMI が安全かつ適切な方法で業務を継続できるよう、ストレスイベント時において実施する可能性のある流動性資源の補填手続も開示されるべきである。

TFX は、業務方法書において、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由に基づいて清算が不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、決済時限の変更や決済の繰延べ等清算について必要な措置を行うことができる旨の包括的な規定を設けています。

ただし、清算参加者の破綻が発生した場合であっても、清算が不可能又は著しく困難な場合でない限り、TFX は、決済時限の変更を行うことは想定しておらず、規則に定める通常の決済時刻に決済を実行することを前提としています。

## 決済

### 原則 8 決済のファイナリティ

FMI は、最低限、決済日中に、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供すべきである。FMI は、必要または望ましい場合には、ファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。

#### <重要な考慮事項 1>

FMI の規則・手続は、決済がいつの時点でファイナルとなるのかを明確に定義すべきである。

#### 決済がファイナルとなる時点

主要な決済は次の 2 つです。

- ・ 取引証拠金等の担保の預け入れと引き出しのための決済
- ・ 変動証拠金の決済

これらは、円現金又は有価証券に係る決済ですが、いずれの場合においても、日本銀行、決済銀行又は証券保管振替機構において、口座間での振替が実行された時点で決済がファイナルになるとみなされます。

これらの決済方法及び決済時限については、TFX の規則<sup>21</sup>に規定されています。

#### <重要な考慮事項 2>

FMI は、決済リスクを軽減するため、決済日中に、(より望ましくは) 日中随時または即時に、ファイナルな決済を完了すべきである。LVPS または SSS は、RTGS または 1 日複数回のバッチ処理の導入を検討すべきである。

#### 決済日中のファイナルな決済

TFX は、決済時限を、TFX の規則<sup>22</sup>に明確に規定し、ファイナルな決済が決済日中に履行されることを確保しています。

TFX において、ファイナルな決済を翌営業日に繰り延べた事例はありません。

決済は、日中リアルタイムに行われており、TFX は規則に定められたプロセスにより、ファイナルな決済の履行を確認しています。

---

<sup>21</sup> 円資金決済規則、証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則並びに FX クリアリング取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則等

<sup>22</sup> 円資金決済規則、円決済銀行資金決済規則、証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則並びに FX クリアリング取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則等

**<重要な考慮事項 3>**

**FMI は、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて明確に定義すべきである。**

TFX は、決済関連規則<sup>23</sup>において清算参加者が決済を履行するための事務手続を規定しています。

清算参加者は、いったん実行した決済を一方的に取り消すことはできません。

**原則 9 資金決済**

**FMI は、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。FMI が中央銀行マネーを利用していない場合には、商業銀行マネーの利用から生じる信用リスクと資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。**

**<重要な考慮事項 1>**

**FMI は、信用リスクと資金流動性リスクを回避するため、実務に適しかつ利用可能である場合には、中央銀行マネーで資金決済を行うべきである。**

TFX は、日本円のみを決済通貨としており、日本銀行に開設している当座預金勘定を通じて決済銀行との間の資金決済を行っています。

TFX の清算参加者は、多様な業態で構成されており、必ずしも日本銀行に当座預金勘定を保有していないことから、各清算参加者との資金決済は、TFX が決済銀行に指定した銀行の中から清算参加者が選んだ銀行に開設された、TFX 名義の口座と清算参加者名義の口座間の振替により行っています。

---

<sup>23</sup> 円資金決済規則、証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則並びに FX クリアリング取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則等

#### <重要な考慮事項 2>

中央銀行マネーが利用されない場合には、FMI は、信用リスクと資金流動性リスクが殆どまたは全くない決済資産を利用して、資金決済を行うべきである。

TFX は、決済銀行に開設された口座間の振替により清算参加者との決済を行っています。決済銀行は、規則に定められた資格要件を満たす銀行に限定されており、決済銀行としての業務を行うに十分な財産的基盤を有した信用度の高い銀行です。また、TFX の資金決済用口座は、預金保険でカバーされた決済性預金であり、信用リスクと流動性リスクが殆どありません。

#### <重要な考慮事項 3>

商業銀行マネーで決済を行う場合、FMI は、決済を行う商業銀行から生じる信用リスクと資金流動性リスクをモニタリング・管理・制限すべきである。特に FMI は、規制・監督体制、信用力、自己資本、資金流動性へのアクセス及び事務処理上の信頼性を考慮した決済銀行に対する厳格な判断基準を設定し、その遵守状況をモニタリングすべきである。また、FMI は、決済を行う商業銀行に信用・資金流動性エクスポージャーが集中することについてもモニタリング・管理すべきである。

TFX は、「決済銀行等のリスク管理に関する規則」において、決済銀行の選定基準を以下の通り定めています。

- (1) 日本において銀行免許を取得し、日本に営業拠点を設け、日本銀行に当座預金勘定を保有している銀行であり、決済銀行としての業務を行うために必要な安定的な事務処理能力を有すること。
- (2) 財務状況、信用力及び流動性リスク管理の適切性等において特段の問題がないと本取引所が認めること。

TFX は、決済銀行に指定した銀行がこれらの基準を満たしていることをモニターするとともに、決済金額が特定の銀行に集中していないか定期的に確認しています。

#### <重要な考慮事項 4>

FMI が自らの帳簿上で資金決済を行う場合は、信用・資金流動性リスクを最小化するとともに、厳格にコントロールすべきである。

TFX は、日本銀行又は決済銀行で決済を行い、自らの帳簿上での資金決済を行っていません。

#### ＜重要な考慮事項 5＞

**FMI とその参加者が信用・資金流動性リスクを管理できるようにするため、FMI と決済銀行の法的な合意では、個々の決済銀行の帳簿上で振替が行われることになる時点、振替実行時に振替がファイナルとなること、受取資金が振替日当日の少なくとも終了時まで（理想的には日中）のできるだけ早くに振替可能とすべきであることを明確に規定すべきである。**

TFX と清算参加者又は決済銀行との間で行われる資金決済については、すべて TFX の決済関連規則に時限が定められています。

#### 中央銀行マネーによる資金決済

日本銀行の「当座勘定規定」第 5 条第 3 項は「振替依頼は、取消することができない」と規定しており、日本銀行における決済は、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）での振替処理完了の時点で取消不能となるため、ファイナルとなります。

#### 商業銀行マネーによる資金決済

TFX と清算参加者との間の資金決済は、TFX の決済関連規則に基づき行われます。当該規則には TFX 口座と清算参加者口座間の振替時限が定められており、資金が受け方の銀行口座に入金された時点で取消不能となるため、決済はファイナルとなります。

#### 原則 10 現物の受渡し

**FMI は、金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきであり、そうした現物の受渡しに関連するリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。**

TFX は、金融商品やコモディティの現物の保管・受渡しを行っていないので該当しません。

## 証券集中振替機関と価値交換型決済システム

### 原則 11 証券集中振替機関

証券集中振替機関は、証券の完全性（integrity）の確保に資する適切な規則と手続を設けるとともに、証券の管理と移転に関連するリスクを最小化し、管理すべきである。証券集中振替機関は、帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、不動化または無券面化された形式で証券を保持すべきである。

TFX は、証券集中振替機関ではないので該当しません。

### 原則 12 価値交換型決済システム

FMI は、2 つの結び付いた債務の決済を伴う取引（例えば、証券取引や外国為替取引）を決済する場合、一方の債務のファイナルな決済を他方の債務のファイナルな決済の条件とすることにより、元本リスクを除去すべきである。

TFX は、価値交換型決済を行っていないので該当しません。

## 破綻時処理

### 原則 13 参加者破綻時処理の規則・手続

FMI は、参加者の破綻を管理するための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けるべきである。こうした規則や手続は、FMI が、その損失と流動性の逼迫を抑制し、債務の履行を継続するために適時の行動を取れるよう設計されるべきである。

#### <重要な考慮事項 1>

FMI は、参加者破綻時においても FMI の債務履行を継続可能とする規則・手続や、破綻後の財源補填に対処するための規則・手続を設けるべきである。



## 参加者破綻に係る規則及び手続

TFX は、業務方法書において、破綻の定義や、清算参加者が破綻した場合に TFX が講じ得る措置・手続、破綻参加者及び非破綻参加者を含む関係当事者の義務等、破綻処理に係る重要な事項を規定しています。

TFX は、清算参加者が支払不能となった場合、又はそのおそれがあると認める場合には、TFX が必要かつ適当と認める処置を行い、清算参加者の破綻を認定します。

TFX は、破綻参加者の未決済ポジションについて、TFX の規則に従い、反対売買又は破綻参加者以外の他の清算参加者への引継ぎを行わせることで、適切に処理します。また、金利先物等取引においては、未決済ポジションが残存する場合、ポジション処理のためのオークションを実施するとともに、オークションの成立に至らなかったときには建玉の期限前終了（パーシャル・ティアアップ）を行うスキームとしています。

TFX は、清算参加者の破綻が発生した場合であっても、原則として、可能な限り通常の決済スケジュールを変更せずに決済を履行します。

TFX は、清算参加者の破綻に伴う流動性の逼迫に備え、決済銀行に流動性供給枠を設けています。また、証拠金取引については、決済銀行において十分な流動性預金残高を確保しています。（詳しくは、原則 7：資金流動性リスクをご参照）

## 損失補填の枠組み

TFX は、業務方法書において、清算参加者の債務不履行によって市場に損失が発生した場合に当該損失を補填する枠組みを定めています。この損失補填の枠組みにより、当該損失による影響が他の清算参加者に波及することを防ぎ、清算業務の継続的・安定的な遂行を確保しています。

TFX は、清算参加者の債務不履行により損失を受けた場合、当該損失が生じた市場において、以下に記載する順序と財務資源により、当該損失を補填します。

(1) 損失補填財源の充当順位（証拠金取引）

| 清算参加者破綻 |        |                |
|---------|--------|----------------|
|         | 拋出者    | 充当される財務資源      |
| 第1順位    | 破綻参加者  | 証拠金・清算預託金・信託金等 |
| 第2順位    | TFX    | 違約損失積立金        |
| 第3順位    | 非破綻参加者 | 清算預託金          |
| 第4順位    | 非破綻参加者 | 臨時の清算預託金       |

(2) 損失補填財源の充当順位（金利先物等取引<sup>24</sup>及び FX クリアリング取引）

金利先物等取引及び FX クリアリング取引においては、清算参加者の債務不履行により市場に損失が発生した場合に、市場ごとに次表にある充当順位にて損失補填を行います。

| 清算参加者破綻 |             |                     |
|---------|-------------|---------------------|
|         | 拋出者         | 充当される財務資源           |
| 第1順位    | 破綻参加者       | 証拠金・清算預託金・信託金等      |
| 第2順位    | TFX         | 違約損失積立金             |
| 第3順位    | 非破綻参加者      | 清算預託金（所要額まで）        |
| 第4順位    | 非破綻参加者      | 第一清算拋出金（第3順位と同額まで）  |
| 第5順位    | 非破綻参加者（勝ち方） | 第二清算拋出金（変動証拠金へアカット） |

TFX は、第 1 順位から第 3 順位までの財務資源により損失を補填した後、なお不足があるときは、非破綻参加者に追加拋出として「第一清算拋出金」を求めます。

<sup>24</sup> 金利先物等取引の損失補填制度については、2023 年 3 月より当該制度を採用しています。

第4順位までの財務資源により損失を補填した後、なお不足があるときは、TFXは、非破綻参加者に対して、「第二清算拠出金」を求めます。第二清算拠出金は、正の差金（変動証拠金の勝ち分）に基づいて算定されます。

**<重要な考慮事項2>**

**FMIは、その規則に定められた適切な裁量的手続を含め、参加者破綻時処理の規則・手続を実施する体制を十分に整えておくべきである。**

TFXは、規則及び業務マニュアルにおいて、清算参加者の破綻時処理に係る手続を定め、破綻参加者に対する取引・債務の引受の停止処分等の決定、当該破綻参加者の建玉の処理（建玉移管又は反対売買等）、破綻に伴う損失の補填対応などを行う体制としています。

TFXは、これら清算参加者破綻時における一連の対応や手続について、各部門の役割・責任や経営陣の関与について明確にしています。

TFXは、清算参加者の破綻が生じた場合、金融庁に金商法令に基づく報告を行うとともに、金融庁との情報共有・連携を図ります。また、清算参加者への通知や、一般に対する情報発信を行います。

**<重要な考慮事項3>**

**FMIは、参加者破綻時処理に関する規則・手続の重要事項を公開すべきである。**

TFXにおける清算参加者の破綻時処理については、業務方法書等に規定されており、TFXのウェブサイトにて一般に公開されています。また、TFXは、清算参加者の破綻時処理における手続をまとめた参加者向け破綻時対応マニュアルを作成し、清算参加者へ配布するとともに内容の周知を図っています。

実際に清算参加者の破綻が生じた場合に、TFXは、破綻参加者の処分内容、破綻参加者及び顧客の建玉の処理方法、損失の補填方法等、破綻処理に係る重要な情報を、可能な限り、マーケット関係者へ提供します。

**<重要な考慮事項 4>**

FMI は、クローズアウトの手続を含む参加者破綻時処理の手続の検証・見直しを行う際に、参加者などの利害関係者を関与させるべきである。そうした検証・見直しは、規則・手続が実務的であり実効性を持ち続けるために、少なくとも年に1回、あるいは規則・手続に重要な変更があった場合にはその都度、実施されるべきである。

TFX は、清算参加者の破綻時処理の実効性を確保するために、少なくとも年1回、清算参加者を交えた破綻時処理に関する訓練を行っています。また、TFX は、訓練の結果を踏まえ年1回、破綻時処理手続の検証・見直しを行っています。

TFX は、清算参加者の破綻時処理に関する規則を改正する際には、清算参加者との協議を行うほか、主要な清算参加者等で構成される市場運営委員会への諮問を通じて、参加者の意見を反映させています。

また、TFX では、重要な規則の変更については、パブリックコメントを実施し、清算参加者をはじめ、広く一般から意見を募っています。

**原則 14 分別管理・勘定移管**

**CCP は、参加者の顧客のポジションとこれらポジションに関して CCP に預託された担保の分別管理と勘定移管を可能とする規則と手続を設けるべきである。**

**<重要な考慮事項 1>**

CCP は、最低限、参加者の破綻・支払不能からその参加者の顧客のポジションと関連する担保を有効に保護するための分別管理と勘定移管の取極めを設けるべきである。CCP がそうした顧客のポジション・担保に、参加者とその傘下の顧客の同時破綻に対する保護を追加的に提供する場合、CCP はそうした保護の有効性を確保する措置を講じるべきである。

**顧客ポジション及び証拠金に係る分別管理**

TFX は、市場デリバティブ取引の特性に応じて、以下の通り、顧客のポジション及び証拠金を保護するための分別管理を行っています。

金利先物等取引については、国内外の法人投資家などの多様な顧客が存在することを勘案し、TFX は、各清算参加者の顧客のポジション及び証拠金を自己分と区別して、オムニバス口座により管理しています。顧客ごとのポジション及び証拠金については清算参加者が

分別管理しますが、TFX は、必要に応じ、清算参加者に対し、顧客ごとのポジション及び証拠金に関する資料の提出を求める権限を有しています<sup>25</sup>。

証拠金取引については、国内の個人が主な顧客であることを踏まえ、TFX は個別口座単位で顧客のポジション及び証拠金を管理しています。

FX クリアリング取引では、自己取引のみが受け入れられることから、顧客のポジション及び証拠金を TFX が受け入れることはありません。

### **ポジション及び証拠金の移管に係る取極め**

TFX は、清算対象商品について、以下の通り、顧客のポジション及び証拠金の移管に係る取極めを設けています。

TFX の清算参加者が破綻した場合、当該参加者の顧客は、自己のポジション及び証拠金を別の清算参加者（以下、「移管先参加者」といいます。）に移管することができます。この場合、顧客は、TFX が定める日時までに移管先参加者から移管についての承諾を受ける必要があります。

顧客のポジションが移管先参加者に移管された場合、当初、破綻参加者経由で TFX に預託された当該顧客の証拠金は、移管先参加者を代理人として預託されたものとみなされます。また、顧客の証拠金に係る返還請求権は、移管先参加者を代理人として行使されることとなります。

### **清算参加者及び傘下の顧客の破綻における他の顧客の保護**

TFX は、清算参加者がその傘下の顧客の破綻により破綻した場合、当該清算参加者を利用する他の顧客をリスク（以下、「フェロー・カスタマー・リスク」といいます。）から保護するための取極めを、以下の通り、設けています。

顧客のポジション及び証拠金は、金利先物等取引においてはオムニバス口座にて、証拠金取引においては原則、個別口座にて管理されています。

---

<sup>25</sup> 証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 6 条第 5 項、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 4 条第 5 項、取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 5 条第 5 項参照。

TFX の規則及び口座設定約諾書により、清算参加者は代理人として各顧客から預かった証拠金をグロススペースで TFX に預託することが義務付けられています<sup>26</sup>。したがって、清算参加者は、証拠金の算定において、ある顧客のポジションを別の顧客のものと相殺することはできません。

また、TFX に預託された証拠金に対する顧客の返還請求権は、清算参加者の破綻時においても、規則・約諾書の規定に従い行使されることとなります<sup>27</sup>。これにより、TFX は、フェロー・カスタマー・リスクを回避しています。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

CCP は、参加者の顧客のポジションを容易に特定し、関連する担保を分別管理することを可能にする口座構造を採用すべきである。CCP は、顧客のポジション・担保を、個別の顧客口座またはオムニバスの顧客口座において保持すべきである。

TFX における、清算参加者の顧客のポジション及び証拠金を分別管理するための口座構造については、本原則「重要な考慮事項 1」にて記載したとおりです。

#### ＜重要な考慮事項 3＞

CCP は、破綻参加者の顧客のポジション・担保を単一または複数の別の参加者に移転しやすい方法により、勘定移管の取極めを構築すべきである。

顧客のポジション及び証拠金の移管は、本原則「重要な考慮事項 1」に記載のとおり、TFX の顧客勘定の移管に関する取極めに基づいて行われます。

TFX における勘定移管の取極めの有効性は、2008 年のリーマンブラザーズの破綻の際にも問題なく移管が行われたことによって実証されています。

<sup>26</sup> 証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 2 章、金利先物等取引口座設定約諾書。取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 2 章、為替証拠金取引口座設定約諾書及び取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 2 章、株価指数取引口座設定約諾書。

<sup>27</sup> 金利先物等取引口座設定約諾書第 15 条、第 16 条、第 17 条。為替証拠金取引口座設定約諾書第 13 条、第 14 条。株価指数取引口座設定約諾書第 13 条、第 14 条。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

CCP は、参加者の顧客のポジションと関連する担保の分別管理と勘定移管に関する規則・方針・手続を開示すべきである。特に CCP は、顧客の担保が個別口座とオムニバス口座のいずれによって保護されているかを開示すべきである。さらに、CCP は、参加者の顧客のポジションと関連する担保を分別管理・移管する能力を阻害し得る法的・事務処理上の制約を開示すべきである。

#### 分別管理と勘定移管に関する取極めの開示

TFX は、参加者の顧客のポジション・証拠金に係る分別管理と勘定移管に関する取極めを、業務方法書や証拠金に関する規則<sup>28</sup>、口座設定約諾書に規定しています。また、これらの規則は、TFX のウェブサイトにおいて一般に開示されています。

TFX は、顧客の証拠金が、金利先物等取引についてはオムニバス口座にて、証拠金取引については原則、個別口座にて保護される旨を、TFX のウェブサイトにおいて一般に開示しています。

#### 法的・事務処理上の制約の開示

##### (1) 法的制約

金商法上、清算参加者に倒産手続（特別清算手続・破産手続・再生手続・更生手続）が開始された場合においても、TFX と破綻参加者間の未決済債務の決済については、業務方法書が適用される旨が規定されており、清算参加者の倒産手続との関係においても、業務方法書の有効性が認められています。

清算参加者が破綻した場合、業務方法書の規定に従い、破綻参加者の自己分のポジションについては整理が行われ、破綻参加者の受託分の顧客ポジションと証拠金については他の清算参加者への移管又は整理が行われます。したがって、担保の分別管理・移管について、法的な制約はないと認識しています。

##### (2) 事務処理上の制約

TFX は、担保の分別管理や移管についての事務処理上の条件や制約については、TFX の

---

<sup>28</sup> 証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則、取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則参照。

規則や、清算参加者向けマニュアル等において開示しています。

証拠金取引については、個人取引を主体とした個別口座管理であるため、移管するデータ量に応じた相応の期間が必要となります。TFX は、この事務処理上の制約について清算参加者向けのマニュアルに記載するとともに、清算参加者への説明を行い、周知を図っています。

## ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理

### 原則 15 ビジネスリスク

FMI は、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。

#### <重要な考慮事項 1>

FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネスリスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

### ビジネスリスクの特定・モニタリング・管理

TFX においてビジネスリスクとは、TFX の事業戦略や業務執行・運営に起因して損失を被るおそれをいい、清算参加者の破綻に起因する信用リスクや流動性リスクはビジネスリスクには含めません。

ビジネスリスクは、様々な要因により発生しますが、事業戦略・経営判断に起因するビジネスリスクは、以下により管理されています。

TFX は、事業戦略を中期経営計画として策定し、取締役会の承認を得ています。また、中期経営計画に基づき、各年度の事業計画・予算を策定し、取締役会の承認を得ています。



これらの事業計画の実施状況、及びその結果としての財務状況は月次で取締役会に報告され、取締役会・監査等委員会が事業戦略の執行状況・損益状況について管理・監督しています。

また、新規商品の上場・廃止、システム更改などの投資計画など、経営の重要事項については、当該施策に伴うリスク・投資採算等の十分な検討を行い、取締役会において決議しています。

そのほか事務リスク、システムリスク、法的リスク、風評リスク等に起因するビジネスリスクは、各種のリスク管理の基本方針及び規則に基づき適切に管理されています。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

**FMI** は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。**FMI** が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネスリスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

**TFX** は、事業上の損失が発生した場合においても継続事業体として業務・サービスを提供し続けるために、資本を財源とする必要なネットベースの流動資産を保有しています。

**TFX** が保有している資本を財源とする流動資産の金額は、営業費用の 6 カ月分以上をカバーしています。

**TFX** は、業務活動を支え、資本規制条件を満たす十分な資本があることを確認し、財務状況を月次で取締役会に報告しています。

#### <重要な考慮事項 3>

FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 ヶ月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

TFX は、資本を財源とするネットベースの流動資産を営業費用の 6 カ月分以上保有しています。

これらの資産は、参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは分別して管理・保持されています。

TFX は、「再建や撤退に関する計画」について、2014 年 10 月に決済市場インフラ委員会-証券監督者国際機構（CPMI-IOSCO）及び金融安定理事会（Financial Stability Board）が公表した「FMI の再建及び破綻処理に関する国際基準」に基づき、規制当局や清算参加者などの関係者との協議を通じて、今後、検討して参ります。

#### <重要な考慮事項 4>

ビジネスリスクをカバーするために保有する資産は、FMI が厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有すべきである。

TFX は、ビジネスリスクをカバーするために保有する流動資産を、円現金（銀行預金）または国債の形態で保有しています。

これらは、市場環境がストレス状況にある場合においても高い流動性を有した高い品質の資産です。また、保管する銀行は、「資金運用規程」に定められた厳格な基準により選定されています。（詳細は原則 16：保管・投資リスク参照）

#### <重要な考慮事項 5>

FMI は、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

TFX の資本が著しく減少した場合、または、資本が営業費用の 6 カ月分をカバーするのに必要な水準を下回る場合において、TFX が実施すべき対策には以下のものが想定されます。

これらについて実行可能な計画を、現在検討中です。

- ・ 経費の抜本的な見直し
- ・ 清算手数料の見直し/改訂
- ・ 事業及び業務の抜本的な見直し
- ・ 追加資本の注入等

#### 原則 16 保管・投資リスク

**FMI は、自らと参加者の資産を保全するとともに、これらの資産の損失やアクセスの遅延のリスクを最小化すべきである。FMI による投資は、最小限の信用リスク・マーケットリスク・市場流動性リスクを持つ商品に対して行われるべきである。**

##### <重要な考慮事項 1>

FMI は、自らと参加者の資産を監督・規制下にある主体に保管すべきであり、こうした主体は、その資産を十分に保全するための厳格な計理実務・保管手続・内部統制を備えるべきである。

#### 清算参加者が預託している資産の保管先

清算参加者が TFX に担保として預託している現金は、「取引証拠金の管理運用規則」が定める基準に従い、銀行預金または日本国債にて管理・保管されています。

担保として預託された日本国債及び株式は、それぞれ日本銀行及び証券保管振替機構における TFX 名義の分別管理口に保管されています。

FX クリアリング取引において受け入れ可能な担保である LG は、TFX が指定する LG 発行銀行より TFX が書面にて受領し、自社において保管します。

#### TFX の自己の資産の保管先

TFX の自己資産のうち、ビジネスリスクをカバーするために保有している流動的な資産及び清算参加者の破綻に備えた資産は、「資金運用規程」に定める基準に従い、銀行預金と

して保管しています。

TFX の自己資産のうち、ビジネスリスクをカバーするために保有する資産及び清算参加者の破綻に備えた資産以外の資産については、日本銀行及び証券保管振替機構に保管されています。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

**FMI は、自らの資産と参加者から預託を受けた資産に必要な時に迅速にアクセスできるべきである。**

重要な考慮事項 1 に記載した通り、TFX は自己の資産及び参加者から預託を受けた資産を自社もしくは銀行、日本銀行及び証券保管振替機構に保管しており、迅速にアクセスできます。

#### ＜重要な考慮事項 3＞

**FMI は、相互の関係をあらゆる角度から考慮しつつ、カストディ銀行に対するエクスポージャーを評価・理解すべきである。**

### 信用リスクと集中リスク

TFX のカストディ銀行はすべて決済銀行であり、TFX は「決済銀行等のリスク管理に関する規則」に基づき、決済銀行の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、特定の決済銀行に対して過度に信用・流動性リスクを集中させないように留意しつつ、包括的なリスク管理を行っています。

また、決済関連規則において、決済銀行は日本における銀行免許を取得し、日本に営業拠点を設け、日本銀行に当座預金勘定を保有している銀行であること、一定水準以上の信用格付・自己資本を有した財務的に健全な銀行であること、決済銀行として安定的な事務処理能力を有することが求められています。

TFX は、決済銀行に指定した銀行がこれらの基準を満たしていることをモニターするとともに、決済金額が特定の銀行に集中していないか定期的に確認しています。

TFX が決済銀行に開設している資金決済用の口座は、決済性預金であり、全額が預金保険により保護されています。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

FMI の投資戦略は、全般的なリスク管理戦略と整合的であり、参加者に全面的に開示されるべきである。FMI による投資は、信用力の高い債務者に対する債権によって保全されているものや、そうした債権に対するものであるべきである。いずれの場合も、FMI による投資は、価格変動の悪影響が全くまたは殆どなく、迅速に処分できる必要がある。

### 投資戦略

TFX の自己資金の投資は、「資金運用規程」に基づき、取締役会の承認を得た運用計画に従って実施され、管理されています。

運用状況は毎月取締役会に報告されており、全般的なリスク管理戦略との整合性が確認されています。

清算参加者から預託された取引証拠金の管理は、「取引証拠金の管理運用規則」に従って実施されています。

### 原則 17 オペレーショナルリスク

FMI は、オペレーショナルリスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するよう設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

#### ＜重要な考慮事項 1＞

FMI は、オペレーショナルリスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナルリスク管理の枠組みを設けるべきである。

### オペレーショナルリスクの特定

TFX は、オペレーショナルリスクを、事務リスク及びシステムリスクとして管理しています。

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすなどの人的要因のほか、情報システムや内部手続等の不備など多様な要因により事務処理上の問題が生じ、損失を被るおそれをいいます。

また、システムリスクとは、取引所のコンピューターシステム、ネットワーク等のダウン又は誤作動等のシステム障害、又は、システム等の不正使用及びサイバー攻撃により、取引所及び取引システムに接続する関係者等が損失を被るおそれをいいます。

TFX は、「事務リスク管理の基本方針」及び「システムリスク管理の基本方針」において、リスクの定義、管理体制、管理手法を定め、これに従ってリスクを管理しています。

### **事務リスクの管理体制**

TFX は、各部門が所管業務に係る事務リスクを管理し、総務部がこれを統括する体制としています。

各部門は、年 1 回、事務リスクの洗い出し・評価と必要なリスク削減策の立案を行い、総務部がこれを取りまとめ、リスク管理統括部署及び CRO に報告します。

また、総務部の担当役員は、事務リスクの状況等について、定期的及び必要に応じて、リスク管理委員会に報告を行い、リスク管理委員会は四半期毎に取締役会に事務リスクに係る重要事項を報告する体制としています。

取締役会は事務リスク管理に係る重要事項について決定するとともに、事務管理体制の適切性を検証します。また、少なくとも年 1 回、「事務リスク管理の基本方針」の見直しを行います。

### **システムリスクの管理体制**

TFX では、システム部門が、「システムリスク管理の基本方針」、「サイバーセキュリティリスク管理の基本方針」、「情報セキュリティポリシー」、「安全対策基準」に従い、システムリスクを管理しています。

システム開発においては、開発計画に基づいて、ユーザー部門・清算参加者も参画した適切かつ十分なテストを行っています。

TFX のシステム部門を担当する役員は、システムリスクの状況等について、定期的及び必要に応じて、リスク管理委員会に報告を行います。

システム障害が発生した場合には、影響の拡大を防ぐため、速やかに応急措置を実施しています。その後、発生原因等を調査した上で再発防止策を策定し、対処しています。

### 外部委託先の管理

システムの運用・開発・事務管理について外部委託を利用する場合は、「外部委託管理に関する要領」及び「安全対策基準」に基づいて委託先を選定し、外部委託契約において、委託先との役割分担・責任、監督権限、再委託手続などを明確に定めるとともに、委託先において委託業務が適切に行われていることを定期的にモニターするなど適切に管理しています。

### 単一障害点の管理

TFX は、「安全対策基準」に基づき、システム開発に際して、冗長構成とするようにシステム要件を設定し、システム上のシングルポイント（単一障害点）を回避しています。

その要件が設計に適切に反映されていることをレビューにより、設計の内容がプログラムに反映されていることをテストによって検証しており、潜在的単一障害点はないと考えています。

#### **<重要な考慮事項 2>**

FMI の取締役会は、オペレーショナルリスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMI のオペレーショナルリスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。

### 役割・責任・枠組み

取締役会は、「事務リスク管理の基本方針」及び「システムリスク管理の基本方針」において、オペレーショナルリスクに対処する役割・責任を明確にし、リスク管理体制を明確に定義しています。また、オペレーショナルリスク管理に関する重要事項を決定するとともに、年次で「事務リスク管理の基本方針」及び「システムリスク管理の基本方針」の見直しを行います。

## 評価・監査・検証

リスク管理委員会は、少なくとも年 1 回、事務リスク管理体制及びシステムリスク管理体制の適切性を検証し、取締役会に報告します。取締役会は、この検証報告を受け、オペレーショナルリスク管理体制が妥当であることを確認します。

内部監査室は、各部門において規則・手続に従って適切に業務が行われていることを監査します。また、システムについては、外部監査を受け、システムやアプリケーション等の開発・運用等において十分な体制が整っていることを確認しています。

### **<重要な考慮事項 3>**

**FMI は、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有するべきである。**

TFX の「システムリスク管理の基本方針」は、システム障害又はシステムの不正利用及びサイバー攻撃から生じる取引所及び清算参加者等の損失を最小化することを目的としています。

TFX はこの目的を達成するため、少なくとも過去最大値以上の処理容量を備えていることを要件としてシステムを開発し、予期しない事務処理量の急増に対応するためのシステム容量や処理性能が十分に確保されていることを日次で確認しています。

更に、「安全対策基準」に基づき、システム上の処理において、発生した全ての異例な事象を管理し必要な改善を行っています。

### **<重要な考慮事項 4>**

**FMI は、増大するストレス量を処理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。**

TFX は、自社のシステムが十分な処理能力を維持していることを確保するため、以下の対応を行っています。

- ・ システム更改、又は大規模なシステム変更の際には、想定される使用期間についての取引規模予測をもとに必要な性能、容量を確保しています。
- ・ 稼働後は、傾向分析を行い、商品数、取引量の増加等に応じて、性能、容量につい



て拡張の要否を検討しています。

- ・ 容量の十分性は、開発時に予め決定した監視基準に基づき、稼働中のシステムについて常時、監視されています。容量が閾値を超えた場合は、アラートが表示されるとともに、記録が作成され、これに基づいて問題を管理しています。

#### ＜重要な考慮事項 5＞

**FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。**

### 物理的セキュリティ

TFX は、金融情報システムセンター（FISC）が定め、日本においてシステム安全対策のスタンダードとされている「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準及び解説書」に適合したデータセンターを選定しています。

TFX は、外部委託契約において、データセンター管理者に、TFX の安全対策基準を遵守するよう規定しており、データセンター管理者から月次報告を受けて、物理的なセキュリティ対策が規定どおり実行され、潜在的な脆弱性及び脅威に備え適切に対応していることを確認しています。

### 情報セキュリティ

TFX は、情報資産（TFX が保有している情報全般（システム自体を含む））の保護及び安全な利用についての基本的な取り組み方針として、「情報セキュリティポリシー」を制定し、これを満たすための具体的対策等を「情報セキュリティ管理規程」及び「安全対策基準」に定めています。

「情報セキュリティポリシー」においては、情報資産の定義、情報セキュリティ管理体制などの基本事項が定められています。

TFX は、情報資産が「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ管理規程」及び「安全対策基準」に従って適切に管理されていることを確認しています。また、「情報セキュリティポリシー」を適宜、「情報セキュリティ管理規程」を定期的に見直し適正化を図ることとしています。

「安全対策基準」においては、安全対策として人的対策、物理的対策、技術的対策、外部委託先の管理が満たすべき要件が定められています。

「安全対策基準」は「金融情報システムセンター（FISC）の安全対策基準」に準拠して作成しており、同基準の改訂に伴い変更箇所を確認・評価した上で、見直しを行い必要な改善を行っています。

#### ＜重要な考慮事項 6＞

FMI は、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらす事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（IT システム）は事務処理の停止から 2 時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中に FMI が決済を完了できるよう計画を策定すべきである。FMI は、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

#### 事業継続計画の目的

TFX は、BCP（緊急時事業継続計画）を定め、その目的を、自然災害（地震、疫病など）、社会インフラ（電力、通信など）の停止及びテロ等のリスクが顕在化した場合に、TFX の業務を可能な限り継続し、取引参加者及び関係諸機関への影響の極小化を追求すること、止むを得ず中断した場合には、迅速かつ効率的な復旧を行うこととしています。

#### 事業継続計画の設計

TFX は、BCP において、取引所の業務停止につながるリスク事象が発生した場合の対応手順を定めています。これには、バックアップオフィスにおける業務運営、ディザスターリカバリーサイト（以下、「DR サイト」といいます。）への切替が含まれています。

なお、重要な業務を行うために不可欠な情報システムは、2 時間以内に復旧させることを目標として設計されています。

上記の他に、危機管理態勢の一環として、「大規模災害等発生時における初期対応規程」、「大規模災害等にかかる対応規程」、「システム障害等に係るコンティンジェンシー・プラン」（以下、「コンティンジェンシー・プラン」といいます。）を制定し、大規模災害等の発生により TFX のシステムや TFX 以外の決済関連システム等が利用できなくなった場合の対応方針を定めています。

## セカンダリーサイト

TFX は、セカンダリデータセンタとして DR サイトを、また、業務運営を行う代替オフィスとしてバックアップオフィスを 2 か所設けております。メインセンター及び第 1 バックアップオフィスは切替を円滑に行うため、本社ビルから適度な距離を置いた場所に設け、バックアップオフィスに業務継続に必要なシステム及びデータを常に備えており、リスク事象発生時には、業務継続に必要な人員を速やかに配置できる体制としています。

DR サイト及び第 2 バックアップオフィスは、メインセンター及びメインオフィスとは地理的に離れた異なる電力供給エリアに設置されており、異なる通信インフラに接続されています。

いずれも、TFX が目標復旧時間内に不可欠な情報システムの機能を再開するために必要な体制を整備しています。

## レビュー及び検証

BCP には、事業継続訓練について定められており、以下の訓練を年 1 回行っています。

- ・ バックアップオフィスに設置される機器による業務継続訓練
- ・ 特定の期限内に担当者がバックアップオフィスに到着できることを確認する訓練
- ・ 組織全体の緊急連絡網の訓練
- ・ データの切り替え訓練

この他、TFX は、少なくとも年 1 回、日本銀行等の他の FMI と共に、全国銀行協会及び東京外国為替市場委員会が主催する業界全体の BCP 訓練に参加しています。

これらの BCP 訓練は、広域災害を想定したものであり、広範囲の市場参加者が参加します。また、TFX は BCP に係る社員向け教育研修を年 1 回行っています。

TFX は、こうした訓練・研修の結果等に基づいて、必要に応じ BCP の内容を見直し、BCP の実効性を確認しています。

### **<重要な考慮事項 7>**

**FMI は、主要な参加者・他の FMI・サービス業者・公益事業者 (utility provider) が FMI の事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに FMI では、自らの事務処理が他の FMI にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。**

## 主要な参加者及び他の関係者等が TFX の事務処理にもたらすリスクの管理

TFX は BCP 及びコンティンジェンシー・プランにおいて、業務機能の停止につながるリスク事象が発生した場合の対応方針について定めています。

TFX の業務運営に関係する主体としては、清算参加者、日本銀行、決済銀行のほか、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関、電力等社会インフラの提供者などがあげられます。コンティンジェンシー・プランにおいて、これらの主体が提供するそれぞれのシステムについて、障害等が発生した場合の対応を定めています。

また、TFX は、参加者がバックアップ・システムを TFX のシステムに接続しテストする環境を提供しています。これにより、参加者は TFX に接続しているシステムについて復旧能力を検証することができます。

## TFX が他の FMI に与える影響の回避について

コンティンジェンシー・プランの策定に当たっては、TFX におけるシステム障害の発生が相互依存関係にある他の FMI に及ぼす影響を極力回避するため、他の FMI との協議を踏まえて、対応方法を定めています。

リスクが顕在化した場合には、TFX は BCP に基づいて業務を可能な限り継続し、止むを得ず中断した場合には、迅速かつ効率的に復旧することで、参加者及び関係者への影響を極小化します。

### **原則 18 アクセス・参加要件**

**FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。**

#### **<重要な考慮事項 1>**

FMI は、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者と他の FMI に対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

TFX は、金利先物等清算資格、証拠金清算資格及び FX クリアリング清算資格を設けてお

り、それぞれ、TFX の清算業務の相手方となるために必要となります。(以下、「清算資格」と総称します。)

TFX は、清算資格の主な要件として、以下の項目を設けています<sup>29</sup>。これらの要件は、清算業務の特性を踏まえた合理的な内容としています。

- (1) 拠点：日本国内に事務所を有すること
- (2) 取引資格：清算対象となる TFX の取引資格を有すること
- (3) 人的構成：(a) 金商法上の金融商品取引業者又は登録金融機関であること、  
(b) 参加者として業務を遂行できる知識及び能力を有すること
- (4) 財産的基礎：一定の純資産額等の要件を満たすこと

TFX は、清算資格の要件を規定した業務方法書について、金融庁の認可を受けています。また、資格取得の要件を TFX のウェブサイトで一般に開示しています。

TFX は、清算資格の取得申請があった場合、かかる要件に照らして<sup>30</sup>、公正に審査を行っています。なお、TFX は、間接参加者（清算参加者の顧客等）について、特段の制限を設けていません。

#### <重要な考慮事項 2>

**FMI** の参加要件は、**FMI** 及び業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、**FMI** 固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。**FMI** は、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

#### 参加要件（資格要件）の正当性及び合理性

TFX は、各清算業務の特性・リスクに応じた合理的な資格要件を設けています。

TFX は、同一の清算資格を有する参加者が、原則として同じアクセスが与えられるような資格制度としています。また、TFX の清算参加者の業態には、銀行や証券会社等が含まれていますが、TFX は、かかる業態の違いに応じて、財務の健全性に係る基準を設けています。

<sup>29</sup> 業務方法書第 5 条参照。

<sup>30</sup> 業務方法書第 4 条第 2 項参照。

純資産額が一定の水準に満たない申請者に対しても、親会社による保証を受けることを条件に、清算業務へのアクセスを可能としています。

清算参加者には自社清算と他社清算の区分を設けており、他の者に対して清算業務へのアクセスを提供（有価証券等清算取次ぎ）する他社清算参加者になるための要件は、自社清算参加者の要件と比べて厳格な内容としています。

### 参加要件の見直しと開示

TFX は、資格要件について、金融市場を取巻く規制・環境の変化や、関連する法令の改正等を踏まえ、適宜見直しを行っています。

また、資格要件は、TFX のウェブサイトにおいて一般に開示されており、全ての清算参加者及び資格取得を希望する者が常に関連可能となっています。

#### **<重要な考慮事項 3>**

**FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。**

### 参加要件（資格要件）の遵守に係るモニタリング

TFX は、清算参加者が資格要件を遵守していることについて、以下の通り、継続的なモニタリングを実施しています。

清算参加者は、定期的又は適時に資格要件の遵守状況を TFX に報告することが義務付けられています<sup>31</sup>。

特に財務の健全性の確保の観点から、清算参加者に、財務状況について、月次、四半期又は年次報告を義務付け、TFX はその内容についてモニタリングを行っています。また、清算参加者が、定款の変更や合併、事業譲渡等、経営体制や業務執行体制に影響を与える可能性のある行為を行う場合には、TFX への事前の届出を義務付けています。

これに加え、TFX は、考査規程に基づき、清算参加者に対する考査を実施しています。

TFX は、清算参加者からの報告・届出や考査等を踏まえ、必要に応じて、清算参加者への

---

<sup>31</sup> 業務方法書第 2 章第 4 節の 2 参照。

追加的な報告・資料の提出を求める<sup>32</sup>ことにより、継続的なフォローアップを実施しています。

### 参加停止と秩序ある退出

TFX は、清算参加者の業務又は財産の状況が、TFX の市場運営上適当でないと認められる場合、当該清算参加者に対して、適切な措置を講ずることを勧告するとともに、その対応について報告を求める権限を有しています<sup>33</sup>。

TFX は、清算参加者が清算資格の要件に適合しなくなった場合又は TFX の規則に違反した場合、業務方法書の規定に従い、その清算参加者に対して処分を行うことができます<sup>34</sup>。

かかる処分には、債務の引受の全部又は一部の停止、当該清算資格の取消し等が含まれます。

また、清算参加者は、清算資格要件として取引資格の取得を要しますが、取引参加者に対する処分については、規律委員会に諮問の上、自主規制委員会において決議されます。規律委員会は、TFX、取引参加者及び清算参加者から独立した弁護士などの有識者から構成されます。

清算資格の取消しにより、清算参加者が清算資格を喪失する場合、かかる資格喪失者は、TFX の規則に従い、TFX に預託された金銭又は有価証券等をもって、その者が清算参加者として他の清算参加者、非清算参加者及び TFX に対して負担している一切の債務を弁済する義務を負っています<sup>35</sup>。TFX は、かかる取極めにより、資格喪失者の秩序だった退出を確保しています。

TFX は、清算参加者に対して債務の引受の停止・制限や清算資格の取消し等の処分等を行ったときは、その旨を他の清算参加者及び非清算参加者に通知するとともに、TFX のウェブサイト等を通じて一般に公表します<sup>36</sup>。

また、清算参加者が清算資格を喪失したときは、TFX は、かかる資格喪失について公告を行い、他の清算参加者及び非清算参加者にその旨を通知します<sup>37</sup>。

---

<sup>32</sup> 業務方法書第 14 条の 6 参照。

<sup>33</sup> 業務方法書第 15 条の 8 参照。

<sup>34</sup> 業務方法書第 2 章第 5 節参照。

<sup>35</sup> 業務方法書第 14 条の 2 参照。

<sup>36</sup> 業務方法書第 15 条の 11 参照。

<sup>37</sup> 業務方法書第 14 条参照。

## 原則 19 階層的参加要件

**FMI は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理すべきである。**

### ＜重要な考慮事項 1＞

FMI の規則・手続・契約は、階層的な参加形態から生じる FMI に対する重要なリスクを特定・モニター・管理するために、FMI が間接参加に関する基本的な情報を収集できるように整備されるべきである。

#### (1) TFX における階層的参加者

清算参加者は、TFX の清算業務の直接の相手方となる資格（清算資格）を有する（直接）参加者であり、金商法上の金融商品取引業者又は登録金融機関であることが要件として求められています。

TFX における間接参加者は以下のとおり分類されます。

- ・ 清算参加者の顧客  
清算参加者に口座を開設している顧客をいいます。
- ・ 非清算参加者  
TFX 市場における取引を行うことができる資格（取引資格）を有するが、清算資格を有しない参加者をいいます。
- ・ 非清算参加者の顧客  
非清算参加者に口座を開設している顧客をいいます。

TFX における間接参加者の業態は多岐にわたり、ブローカー、銀行、アセットマネジメント会社（投資運用業者、投資助言・代理業者）、ヘッジファンド、マーケットメイカー及び個人が含まれます。

#### (2) 間接参加者に関する情報の収集

TFX は、必要に応じ、清算参加者に対し、顧客ごとのポジション及び証拠金に関する資料の提出を求める権限を有しています<sup>38</sup>。TFX が提出を求めた場合、清算参加者は速や

<sup>38</sup> 証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 6 条第 5 項、取引所為替証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 4 条第 5 項並びに取引所株価指数証拠金取引に関する証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則第 5 条第 5 項参照。



かに当該資料を提出する義務を負っています。

また、TFX は、非清算参加者に対して、定期的な財務状況の報告を義務付けています<sup>39</sup>。その他、TFX は、市場運営上必要があると認める場合、非清算参加者に対して、その業務や財産に関して参考となる報告又は資料の提出を請求する権限を有しています<sup>40</sup>。

階層的参加形態から TFX に生じるリスクについては、本原則「重要な考慮事項 3 及び 4」を参照ください。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

**FMI は、自らに影響し得る直接参加者・間接参加者間の重要な依存関係を特定すべきである。**

TFX の清算業務の直接の相手方となるのは清算参加者（直接参加者）です。TFX は、清算参加者の自己・受託分のポジション状況のモニタリングと評価を通じて、清算参加者と間接参加者との間の重要な依存関係を特定することができます。

また、TFX は、清算参加者と非清算参加者から定期的に財務に係る報告を受けることにより、非清算参加者のポジション状況を清算参加者の財務体力と比較し、非清算参加者の債務不履行又は破綻に伴う清算参加者への影響を確認することができます。

特に、証拠金取引においては、個別口座単位で間接参加者のポジション及び証拠金を把握できる口座構造を採用しているため、清算参加者と間接参加者間の重要な依存関係を容易に特定することが可能です（詳細は、原則 14：分別管理・勘定移管参照）。

#### ＜重要な考慮事項 3＞

**FMI が扱う取引のうち間接参加者がかなりの割合を占める場合や、間接参加者の取引件数または価額が FMI へのアクセスを提供する直接参加者のリスク対応能力と比較して大きい場合には、こうした取引に起因するリスクを管理するため、当該間接参加者を特定すべきである。**

<sup>39</sup> 取引参加者規程第 57 条参照。

<sup>40</sup> 取引参加者規程第 58 条参照。

TFX の清算業務の直接の相手方は清算参加者であることから、間接参加者の清算参加者に対する債務の履行の有無にかかわらず、清算参加者が TFX に対して債務を履行する責任を負います。

清算参加者がその財務体力に比して、過大なポジション（間接参加者のポジションを含む）を保有する場合、清算参加者の TFX への債務履行に係るリスクが高まることとなります。TFX は、かかるリスクを管理するため、規則に基づき必要に応じて清算参加者又は取引参加者から、間接参加者についての追加的な情報の提供を求めることができます。

また、清算参加者の財務体力に対するポジション状況を、日次でモニタリングしています。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

FMI は、階層的な参加形態から生じるリスクを定期的に検証し、適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を取るべきである。

TFX は、清算参加者の純資産額に比して、その清算参加者が保有する未決済ポジションに係るリスクが過大となった場合、その他リスク管理の観点から必要と認める場合には、清算参加者に対してその要因等について報告を求めます。TFX は、必要に応じて、担保の増額など、リスク軽減のための適切な措置を行うことができます。

## 原則 20 FMI 間リンク

FMI は、単独または複数の FMI とリンクを構築している場合、リンクに関連するリスクを特定・モニター・管理すべきである。

#### ＜重要な考慮事項 1＞

FMI は、リンクの取決めを行う前に、あるいはリンク構築後は継続的に、リンクの取決めから生じるすべての潜在的なリスクの源泉を特定・モニター・管理すべきである。

リンクの取決めは、各 FMI が本報告書における他の原則を遵守することができるよう設計されるべきである。

TFX は、取引や清算の取決めを含むリンクの取決めを検討する場合、潜在的なリスクに関する評価を行います。この評価を通じて、TFX は、TFX に影響を及ぼす可能性のある法律、信用、流動性、規制、オペレーション上の潜在的なリスクを分析します。

現在、TFX が有する FMI リンク先は以下のとおりです。

- (1) 日本銀行：資金決済のための資金決済銀行及び日本国債の担保のカストディアン
- (2) 証券保管振替機構：上場株券等の担保のカストディアン

TFX のリンク先は、日本銀行及び証券保管振替機構のみであり、これらの先とのリンクの取決めについて FMI 原則の遵守の障害となるものはないと考えています。

【注】 LIFFE Administration and Management : ユーロ円 3 ヶ月金利先物の取引及び清算に関する提携がありましたが、当該提携は、2018 年 4 月 5 日をもって終了しました。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

リンクは、すべての関連する法域について確かな法的基盤を有するべきである。こうした法的基盤は、リンクの設計をサポートし、リンクを有する FMI に適切な保護を提供するものでなければならない。

リンク先は、日本法に基づいて日本国内の FMI との間に構築されています。

#### ＜重要な考慮事項 3＞

リンクを行う CSD は、CSD 間で生じる信用・資金流動性リスクを計測・モニター・管理すべきである。CSD 間のすべての与信は優良な担保によって全額カバーされるとともに、与信限度額が設定されるべきである。

TFX は、CSD ではないので、該当しません。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

リンクを行う CSD 間での証券の仮振替は禁止されるべきである。あるいは、少なくとも、仮振替がファイナルにされる前に、仮振替された証券を再振替することは禁止されるべきである。

TFX は、CSD ではないので、該当しません。

＜重要な考慮事項 5＞

投資家側の CSD は、リンクの取極めにおいて、自らの参加者の権利が高い水準で保護される場合に限り、発行者側の CSD との間でリンクを構築すべきである。

TFX は、CSD ではないので、該当しません。

＜重要な考慮事項 6＞

投資家側の CSD は、発行者側の CSD とのリンクを運営するために仲介機関を利用する場合には、仲介機関の利用から生じる追加的なリスク（保管リスク、信用リスク、法的リスク、オペレーショナル・リスクを含む）を計測・モニター・管理すべきである。

TFX は、CSD ではないので、該当しません。

＜重要な考慮事項 7＞

CCP は、他の CCP とのリンクを構築する前に、リンク先の CCP の破綻がもたらす潜在的な波及効果を特定・管理すべきである。3つ以上の CCP がリンクを行う場合、各 CCP は、リンクの取極め全体から生じるリスクを特定・評価・管理すべきである。

TFX は、現在、CCP との間で有効なリンクを有していません。

＜重要な考慮事項 8＞

リンクを行っている各々の CCP は、リンク先の CCP とリンク先の CCP の参加者に対するカレント・エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーが存在するならば、少なくとも日次単位の評価において、これらを高い信頼水準で全額カバーすべきである。その際、当該 CCP の参加者に対する CCP 自身の債務履行能力がいかなる時点においても低下するようなことがあってはならない。

TFX は、現在、他の CCP 及び当該 CCP の参加者に対するエクスポージャーを有していません。

**<重要な考慮事項 9>**

TR は、リンクに伴う追加的なオペレーショナル・リスクを注意深く評価し、IT や関連する資源の拡張可能性・信頼性を確保すべきである。

TFX は、TR ではないので、該当しません。

## 効率性

**原則 21 効率性・実効性**

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

**<重要な考慮事項 1>**

FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

TFX は、清算・決済制度の変更、事務処理体制の変更、清算業務の対象商品の変更、システムの変更等を行う場合は、清算参加者や市場のニーズを考慮して設計しています。

TFX は、参加者の意見を反映させるために、取締役会の諮問機関として、市場運営委員会を設けています。

市場運営委員会は、TFX の主要清算参加者と学識経験者から構成され、TFX 市場の運営に関する重要事項の決定について取締役会に意見を述べることができます。

また、TFX は、清算参加者や市場関係者との意見交換や、パブリックコメント等を通じて、参加者や市場ニーズを反映させるとともに、TFX の取組みについて関係者への周知を図っています。

パブリックコメントは、TFX のウェブサイトにて開示され、清算参加者やその顧客だけでなく、一般からの多様な意見を受け付けています。

#### ＜重要な考慮事項 2＞

**FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。**

TFX の使命は、デリバティブの総合取引所として、健全な金融市場の発展を通じて、日本経済の成長に貢献していくことです。

TFX は、かかる使命を達成すべく、TFX の中期経営計画における基本戦略として、「以下を掲げるとともに、年度ごとに測定可能かつ達成可能な事業計画を策定しています。TFX は、かかる計画に基づき、様々な施策を行うとともに、業務を遂行しています。

- ・ リテール事業：「既存商品の競争力強化」、「顧客基盤の拡大」及び「新商品の開発」
- ・ ホールセール事業：「円金利先物市場活性化」及び「新たな市場の創設」
- ・ 子会社における信用リスク管理事業：「信用リスク管理事業の開始と拡大」
- ・ システム：「新システムの開発」
- ・ 組織・人事：「人材活用の推進による組織の活性化」

#### ＜重要な考慮事項 3＞

**FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。**

TFX は、中期経営計画及び事業計画において事業戦略を策定し、様々な施策の実現によって参加者と市場のニーズを満たす上での効率性と実効性を追求しています。TFX は、施策の状況・評価について、月次の取締役会において報告を行っています。

### 原則 22 通信手順・標準

**FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。**

#### ＜重要な考慮事項 1＞

**FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。**

TFX は、清算参加者及び資金決済銀行、その他 FMI との通信に、広く受け入れられてい

る通信手順・標準を使用しています。

#### 清算参加者との通信手順・標準

金利先物等取引においては、通信プロトコルとして TCP/IP を採用し、XML 形式のデータフォーマットを用いてデータ等を交換しています。

証拠金取引においては、通信プロトコルとして TCP/IP を採用し、FIX 標準若しくは FTP に基づくデータフォーマットにより、データ等を交換しています。

FX クリアリング取引においては、通信プロトコルとして TCP/IP を採用し、FIX 標準に基づくデータフォーマットにより、データ等を交換しています。

#### 決済銀行との通信手順・標準

金利先物等取引では、TFX は日本銀行を経由した円資金決済を行っており、日本銀行金融ネットワークシステムを利用しています。

証拠金取引及び FX クリアリング取引では、TFX は商業銀行を介した円資金決済を行っており、各商業銀行が提供するファームバンキングを利用しています。

#### 他の FMI との通信手順・標準

TFX は、国債の決済を、日本銀行が提供する日銀ネット端末を通じて行っています。

また、株式等の決済を証券保管振替機構のネットワークシステムにアクセスすることにより、行っています。

## 透明性

### 原則 23 規則・主要手続・市場データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

#### ＜重要な考慮事項 1＞

FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

### TFX の規則

TFX は、清算業務に係る包括的な規則・手続を、業務方法書及び関連規則に明確に規定し、TFX のウェブサイト日本語及び英語で公開しています。これらの規則において、清算参加者の資格の要件や義務、清算と決済に関する TFX と清算参加者間の権利義務、決済プロセス、証拠金・清算預託金等の財務資源制度について規定しています。

### TFX の規則変更

TFX は、規則を変更する際には、関係する清算参加者の意見を聴取し、必要に応じて、市場運営委員会への諮問や、パブリックコメントの募集を経て行っています。

なお、主要な規則の変更は、金融庁の認可を受けて行い、その他の規則の変更については、金融庁に届け出ています。

TFX は、当該変更を各清算参加者に通知するとともに、参加者向け専用ウェブサイトに掲載しています。また、重要な規則の変更や上場商品の変更の際には、清算参加者に対し説明会、あるいは個別の説明を行います。

### TFX のウェブサイト上の一般的な情報

TFX のウェブサイトは公衆のアクセスが可能であり、以下に掲げるような情報を掲載しています。

- ・ TFX の会社概要、沿革、経営財務情報
- ・ 清算制度・清算参加者制度の概要、清算関連データ
- ・ マーケット情報、取引関連データ
- ・ 規則等

#### ＜重要な考慮事項 2＞

FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。



TFX の清算制度の内容や TFX と清算参加者間の権利及び義務は、業務方法書及び関連する規則に明確に定められ、開示されています。

TFX は、清算参加者に対して、TFX の清算サービスの利用に係るリスクやコストの特定・評価に必要な以下の情報を提供しています。

- ・ 清算方法及び清算条件に係わる情報
- ・ 担保に係わる情報
  - － 証拠金・信託金・清算預託金の預託義務、受入可能担保、担保掛目等
- ・ 清算参加者の破綻処理に係わる情報
  - － 損失補填財源（証拠金、信託金、清算預託金（金利先物等取引及び FX クリアリング取引においては特別目的担保金を含む。）、違約損失積立金）の充当順位、破綻参加者の建玉の扱い等

#### ＜重要な考慮事項 3＞

**FMI は、参加者が FMI の規則・手続や FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。**

TFX は、清算参加者が清算資格を取得する際に、清算制度の概要、資格取得手続、システム要件等について個別の説明会を開催し、情報提供を行っています。

また、既存の清算参加者については、審査において規則・手続に従って業務運営が行われていることを確認しています。

清算参加者が規則・手続や清算業務への参加に伴うリスクについて十分理解していないと認められる場合、または、清算業務の執行について、清算参加者の業務体制に不備がある場合には、改善指示を通じて、その是正を図っています。

#### ＜重要な考慮事項 4＞

**FMI は、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMI は、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。**

TFX の手数料体系を記載した規則は、TFX のウェブサイトに掲載されており、誰でも容易に閲覧することができます。TFX の清算手数料は取引手数料に含まれており、取引手数料が

公表されています。

TFX は、サービス・料金の変更に際して、重要なものについては、必要に応じ市場運営委員会へ諮問し、パブリックコメント募集を経て決議することとしています。変更内容は、全取引参加者宛てに通知し、ウェブサイト上においても公開しています。

#### ＜重要な考慮事項 5＞

**FMI は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMI は、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。**

2015 年 7 月、TFX は、「金融インフラのための情報開示の枠組み」に基づき最初の文書を開示し、以降、2 年ごとに更新しています。今回は、第 5 回目の更新を行うものです。TFX は、今後も少なくとも 2 年に 1 回、記載内容について重要な変更があった場合に、本開示文書の更新を行います。

#### データの開示

TFX は清算対象商品に係る以下の統計データをウェブサイトにおいて開示しています。

- ・ 債務引受数量（取引数量）及び建玉数量
- ・ 最終決済数量及び最終決済価格
- ・ 日々の清算価格

#### 原則 24 取引情報蓄積機関による市場データの開示

**TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。**

TFX は、TR ではないので該当しません。

## V. 公開情報

### < TFX に関する情報 >

TFX 主要規則等

<https://www.tfx.co.jp/rules/>

TFX 財務諸表

[https://www.tfx.co.jp/about\\_tfx/ir.html](https://www.tfx.co.jp/about_tfx/ir.html)

TFX 会社案内（アニュアルレポート）

<https://www.tfx.co.jp/publication/>

TFX 会社概要

[https://www.tfx.co.jp/about\\_tfx/](https://www.tfx.co.jp/about_tfx/)

TFX 清算について

[https://www.tfx.co.jp/about\\_tfx/outline/outline03.html](https://www.tfx.co.jp/about_tfx/outline/outline03.html)

TFX 清算資格について

<https://www.tfx.co.jp/wholesale/clearing/clearing01.html>

TFX マーケットデータ

日報（金利先物等取引）

<https://www.tfx.co.jp/historical/futures/>

日報（取引所為替証拠金取引）

<https://www.tfx.co.jp/historical/fx/>

日報（取引所株価指数証拠金取引）

<https://www.tfx.co.jp/historical/cfd/>

日報（FX クリアリング）

<https://www.tfx.co.jp/t-clearfx/data.php>

取引所統計（全商品）

<https://www.tfx.co.jp/historical/>

## < 関連法令等 >

金融商品取引法（金商法）

<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000025>

金融商品取引清算機関等に関する内閣府令

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414M60000002076>

金融市場インフラのための原則（FMI 原則）（英語）

<https://www.bis.org/cpmi/publ/d101a.pdf>

**FMI 原則情報開示の枠組みと評価方法（Disclosure Framework and Assessment Methodology）（英語）**

<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD396.pdf>

**FMI 原則の実施状況に関するモニタリング（清算機関及び取引情報蓄積機関に関するレベル 2 評価報告書）（Implementation monitoring of the PFMI: Level 2 assessment report for central counterparties and trade repositories）**

<https://www.bis.org/cpmi/publ/d127.htm>

清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/seisan/seisan.pdf>

**European Market Infrastructure Regulation (EMIR)（英語）**

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/648/oj>

民法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=129AC0000000089>

会社法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417AC0000000086h>

銀行法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=356AC0000000059>

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=412AC0000000129>

## < 当局・関連機関等 >

金融庁

<https://www.fsa.go.jp/>

日本銀行

<https://www.boj.or.jp/>

日本銀行法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC00000000089>

日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針

[https://www.boj.or.jp/paym/outline/pay\\_os/data/rel130312a1.pdf](https://www.boj.or.jp/paym/outline/pay_os/data/rel130312a1.pdf)

日本銀行 当座勘定規定

<https://www.boj.or.jp/paym/torihiki/touyo08.htm/>

証券保管振替機構

<https://www.jasdec.com/>

金融先物取引業協会

<https://www.ffaj.or.jp/>

金融情報システムセンター (FISC)

<https://www.fisc.or.jp>

## VI. 略称一覧

|        |                                             |                                                                                                                                                                                                |
|--------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| BCP    | 緊急時事業継続計画                                   | Business Continuity Plan                                                                                                                                                                       |
| CCP    | 中央清算機関                                      | Central Counterparty                                                                                                                                                                           |
| CPSS   | 支払・決済システム委員会<br>※2014年9月1日にCPMIに名称が変更されました。 | The Committee on Payment and Settlement Systems                                                                                                                                                |
| CPMI   | BIS 決済・市場インフラ委員会                            | Committee on Payments and Market Infrastructures                                                                                                                                               |
| CRO    | 最高リスク管理責任者                                  | Chief Risk Officer                                                                                                                                                                             |
| CSD    | 証券集中振替機関                                    | Central Securities Depository                                                                                                                                                                  |
| DVP    | DVP                                         | Delivery Versus Payment                                                                                                                                                                        |
| EMIR   | 欧州市場インフラ規則                                  | European Market Infrastructure Regulation                                                                                                                                                      |
| ESMA   | 欧州証券監督局                                     | European Securities and Market Authority                                                                                                                                                       |
| FISC   | 公益財団法人 金融情報システムセンター                         | The Center for Financial Industry Information Systems                                                                                                                                          |
| FMI    | 金融市場インフラ                                    | Financial Markets Infrastructure                                                                                                                                                               |
| FMI 原則 | 金融市場インフラのための原則                              | Principles for Financial Market Infrastructure                                                                                                                                                 |
| IOSCO  | 証券監督者国際機構                                   | The International Organization of Securities Commissions                                                                                                                                       |
| SSS    | 証券決済システム                                    | Securities Settlement System                                                                                                                                                                   |
| TC-CCP | 第三国清算機関                                     | Third Country CCP                                                                                                                                                                              |
| TFX    | 株式会社東京金融取引所                                 | Tokyo Financial Exchange Inc.                                                                                                                                                                  |
| TR     | 取引情報蓄積機関                                    | Trade Repository                                                                                                                                                                               |
| 監督指針   | 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針                         | Comprehensive Guidelines for Supervision of Financial Market Infrastructures - Clearing Organizations, Fund Clearing Organizations, Book-entry Transfer Institutions, and Trade Repositories - |
| 金商法    | 金融商品取引法                                     | Financial Instruments and Exchange Act                                                                                                                                                         |
| 金融庁    | 日本国金融庁                                      | Financial Services Agency of Japan                                                                                                                                                             |